

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
第 1 章 総則 第 1 節 目的 この計画は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号。以下「法」という。）第 3 3 条第 1 項の規定に基づき、旭川市域における河川等の洪水や内水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。 第 2 節 用語の定義 （略） <u>18 氾濫発生水位</u> <u>洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいい、市町村長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位である。</u> 19～24 （略） 第 3 節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 第 2 処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 2 国土交通省北海道開発局（旭川開発建設部） (1) 洪水予報の発表及び通知に関すること（旭川地方气象台と共同で）。 <u>石狩川水系(上流)河川の洪水予報区及び水防警報区(別表 1 3)</u> （略） 3 気象庁（旭川地方气象台）	第 1 章 総則 第 1 節 目的 この計画は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号。以下「法」という。）第 3 3 条第 1 項の規定に基づき、旭川市域における河川等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。 第 1 節 用語の定義 （略） <u>(追加)</u> 18～23 （略） 第 3 節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 第 2 処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 2 国土交通省北海道開発局（旭川開発建設部） (1) 洪水予報の発表及び通知に関すること（旭川地方气象台と共同で）。 <u>石狩川水系(上流)河川の洪水予報区及び水防警報区(別表 1 3)</u> （略） 3 気象庁（旭川地方气象台）	雨水出水浸水想定区域の指定に伴う文言の追加 新たな防災気象情報開始に伴う定義の追加 文言の削除

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
(略) (2) 洪水予報の発表及び通知に関すること（旭川開発建設部と共同で）。 石狩川水系（上流）河川の洪水予報区（別表13） (略) <u>第4節 安全配慮</u> <u>洪水又は内水のいずれにおいても、次のとおり水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</u> <u>避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。</u> <u>1 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。</u> <u>2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。</u> <u>3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</u> <u>4 水防活動は原則として複数人で行う。</u> <u>5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</u> <u>6 あらかじめ活動可能な時間を共有した上で、長時間にわたるときは、事故防止のために随時、水防従事者を交代する。</u> <u>7 事前に退避する場所及び方法を共有し、警笛などの合図を定めておく。</u> <u>8 出水期前に、水防従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。</u>	(略) (2) 洪水予報の発表及び通知に関すること（旭川開発建設部と共同で）。 <u>石狩川水系（上流）河川の洪水予報区（別表13）</u> (略) <u>(追加)</u>	水防従事者の安全配慮に関する記述の追加

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
第2章 水防組織 第1節 市の組織 (略) 第2 水防本部の組織 1 水防本部の組織は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節の定めるところに準じ、別表1のとおりとし、特に水防に関係ある各部の水防事務は次のとおりとする。 (略) (5) 援護部（福祉<u>安心</u>部）・子育て支援部（<u>こども・女性・若者未来</u>部）・健康保健部（<u>健康</u>保健部）・建築部（建築部） 要配慮者利用施設の利用者避難に関すること。 (略) 第6 北海道大規模氾濫減災協議会 法第15条の10の規定により、北海道知事は、法第11条第1項又は法第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。 <u>1</u> 北海道知事 <u>2</u> 当該河川の存する市町村の長 <u>3</u> 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 <u>4</u> 当該河川の河川管理者 <u>5</u> 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区气象台	第2章 水防組織 第1節 市の組織 第2 水防本部の組織 1 水防本部の組織は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節の定めるところに準じ、別表1のとおりとし、特に水防に関係ある各部の水防事務は次のとおりとする。 (略) (5) 援護部（福祉<u>保険</u>部）・子育て支援部（<u>子育て支援</u>部）・健康保健部（<u>健康</u>保健部）・建築部（建築部） 要配慮者利用施設の利用者避難に関すること。 (略) 第6 北海道大規模氾濫減災協議会 法第15条の10の規定により、北海道知事は、法第11条第1項又は法第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。 <u>(1)</u> 北海道知事 <u>(2)</u> 当該河川の存する市町村の長 <u>(3)</u> 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 <u>(4)</u> 当該河川の河川管理者 <u>(5)</u> 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区气象台	組織変更に伴う修正 付番の修正

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																								
長、又は地方気象台長 <u>6</u> 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める。 (略) 第4章 通信連絡等 (略) 第3節 気象等の通信連絡 第1 水防活動用の警報等 水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次の水防活動用の警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない 1 水防活動に用いられる予報、<u>警報</u>等の種類及び発表機関 <table><tr><th>区 分</th><th>種 類</th><th>発表機関</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>気象予報警報 (気象業務法第14条の2第1項)</td><td><u>レベル2</u>大雨注意報 <u>レベル3</u>大雨警報 <u>レベル4</u>大雨危険警報 <u>レベル5</u>大雨特別警報</td><td>旭川地方気象台</td><td>一般向け大雨注意報・警報・<u>危険警報</u>・特別警報をもって代える</td></tr><tr><td>洪水予報 (気象業務法第14条の2第2項)(法第10条第2項)</td><td><u>レベル2</u>氾濫注意報 <u>レベル3</u>氾濫警報 <u>レベル4</u>氾濫危険警報 <u>レベル5</u>氾濫特別警報・<u>氾濫発生情報</u></td><td>旭川地方気象台 旭川開発建設部 共 同</td><td>指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり</td></tr><tr><td>水防警報 (法第16条)</td><td>待機・準備 出動・指示 解除</td><td>旭川開発建設部 旭川建設管理部</td><td>指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td></tr><tr><td>水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)</td><td><u>氾濫注意水位</u> <u>避難判断水位</u> <u>氾濫危険水位</u> <u>氾濫発生水位</u></td><td>旭川開発建設部 旭川建設管理部</td><td>指定河川について水位又は流量等を示した情報</td></tr></table> (注) 洪水予報区、<u>水防警報区等</u>は別表13のとおりである。	区 分	種 類	発表機関	摘 要	気象予報警報 (気象業務法第14条の2第1項)	<u>レベル2</u> 大雨注意報 <u>レベル3</u> 大雨警報 <u>レベル4</u> 大雨危険警報 <u>レベル5</u> 大雨特別警報	旭川地方気象台	一般向け大雨注意報・警報・ <u>危険警報</u> ・特別警報をもって代える	洪水予報 (気象業務法第14条の2第2項)(法第10条第2項)	<u>レベル2</u> 氾濫注意報 <u>レベル3</u> 氾濫警報 <u>レベル4</u> 氾濫危険警報 <u>レベル5</u> 氾濫特別警報・ <u>氾濫発生情報</u>	旭川地方気象台 旭川開発建設部 共 同	指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり	水防警報 (法第16条)	待機・準備 出動・指示 解除	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)	<u>氾濫注意水位</u> <u>避難判断水位</u> <u>氾濫危険水位</u> <u>氾濫発生水位</u>	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川について水位又は流量等を示した情報	長、又は地方気象台長 <u>(6)</u> 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者 (略) 第4章 通信連絡等 (略) 第3節 気象等の通信連絡 第1 水防活動用の警報等 水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次の水防活動用の警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。 1 水防活動に用いられる予報<u>及び</u>警報等の種類及び発表機関 <table><tr><th>区 分</th><th>種 類</th><th>発表機関</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>気象予報警報 (気象業務法第14条の2第1項)</td><td>大雨注意報 大雨警報 <u>洪水注意報</u> <u>洪水警報</u></td><td>旭川地方気象台</td><td>一般向け大雨注意報・警報・特別警報、<u>洪水注意報</u>・<u>警報</u>をもって代える</td></tr><tr><td>洪水予報 (気象業務法第14条の2第2項)(法第10条第2項)</td><td>注意報 警報</td><td>旭川地方気象台 旭川開発建設部 共 同</td><td>指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり</td></tr><tr><td>水防警報 (法第16条)</td><td>待機・準備 出動・指示 解除</td><td>旭川開発建設部 旭川建設管理部</td><td>指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td></tr><tr><td>水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)</td><td>避難判断水位 <u>(水位周知河川)</u></td><td>旭川開発建設部 旭川建設管理部</td><td>指定河川について水位又は流量等を示した情報</td></tr></table> (注) 洪水予報区<u>及び</u>水防警報区は別表13のとおりである。	区 分	種 類	発表機関	摘 要	気象予報警報 (気象業務法第14条の2第1項)	大雨注意報 大雨警報 <u>洪水注意報</u> <u>洪水警報</u>	旭川地方気象台	一般向け大雨注意報・警報・特別警報、 <u>洪水注意報</u> ・ <u>警報</u> をもって代える	洪水予報 (気象業務法第14条の2第2項)(法第10条第2項)	注意報 警報	旭川地方気象台 旭川開発建設部 共 同	指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり	水防警報 (法第16条)	待機・準備 出動・指示 解除	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)	避難判断水位 <u>(水位周知河川)</u>	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川について水位又は流量等を示した情報	新しい防災気象情報開始に伴う文言の追加・修正
区 分	種 類	発表機関	摘 要																																							
気象予報警報 (気象業務法第14条の2第1項)	<u>レベル2</u> 大雨注意報 <u>レベル3</u> 大雨警報 <u>レベル4</u> 大雨危険警報 <u>レベル5</u> 大雨特別警報	旭川地方気象台	一般向け大雨注意報・警報・ <u>危険警報</u> ・特別警報をもって代える																																							
洪水予報 (気象業務法第14条の2第2項)(法第10条第2項)	<u>レベル2</u> 氾濫注意報 <u>レベル3</u> 氾濫警報 <u>レベル4</u> 氾濫危険警報 <u>レベル5</u> 氾濫特別警報・ <u>氾濫発生情報</u>	旭川地方気象台 旭川開発建設部 共 同	指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり																																							
水防警報 (法第16条)	待機・準備 出動・指示 解除	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																																							
水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)	<u>氾濫注意水位</u> <u>避難判断水位</u> <u>氾濫危険水位</u> <u>氾濫発生水位</u>	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川について水位又は流量等を示した情報																																							
区 分	種 類	発表機関	摘 要																																							
気象予報警報 (気象業務法第14条の2第1項)	大雨注意報 大雨警報 <u>洪水注意報</u> <u>洪水警報</u>	旭川地方気象台	一般向け大雨注意報・警報・特別警報、 <u>洪水注意報</u> ・ <u>警報</u> をもって代える																																							
洪水予報 (気象業務法第14条の2第2項)(法第10条第2項)	注意報 警報	旭川地方気象台 旭川開発建設部 共 同	指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり																																							
水防警報 (法第16条)	待機・準備 出動・指示 解除	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																																							
水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)	避難判断水位 <u>(水位周知河川)</u>	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川について水位又は流量等を示した情報																																							

水防計画新旧対照表

新			旧				備考欄
2 洪水予報の、 <u>情報名称</u> 、発表基準等			2 洪水予報の <u>種類</u> 、 <u>危険度レベル</u> 、発表基準等				新しい防災気象情報開始に伴う文言の追加・修正
<u>情報名</u>	(水位の名称) 発表基準	市・住民に求める行動等	<u>水位危険度レベル</u>	<u>洪水予報の標題</u> [洪水予報の種類]	(水位の名称) 発表基準	市・住民に求める行動等	
<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u> 氾濫発生情報	(氾濫発生水位) (氾濫開始水位) 氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき、又は堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったとき	住民は、命を守るための最善の行動	<u>レベル5</u>	氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】	(氾濫発生) 氾濫が発生したとき	住民は、命を守るための最善の行動	
<u>レベル4</u> <u>氾濫危険警報</u>	(氾濫危険水位) 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難	<u>レベル4</u>	氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】	(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき	避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難	
<u>レベル3</u> <u>氾濫警報</u>	(避難判断水位) 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意	<u>レベル3</u>	氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】	(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき	高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意	
<u>レベル2</u> <u>氾濫注意報</u>	(氾濫注意水位) 基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	消防機関出動	<u>レベル2</u>	氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】	(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	消防機関出動	
<u>レベル2</u> <u>氾濫注意報</u> (警報解除)	レベル4氾濫危険警報又はレベル3氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）、又はレベル3氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 <u>レベル2</u> <u>氾濫注意報解除</u>	—	<u>レベル1</u>	(発表なし)	水防団待機水位	消防機関待機	

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																		
3 水位周知河川の情報種類及び発表基準 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>レベル5 氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき</td></tr><tr><td>レベル4 氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td></tr><tr><td>レベル3 氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td></tr><tr><td>レベル2 氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td></tr><tr><td>レベル2 氾濫注意報解除</td><td>レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td></tr></table> 第2 水防警報の種類等 水防警報の種類、内容及び発表基準 (略) <table><tr><td>指示</td><td>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの</td><td>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき</td></tr></table> (略)	種 類	発 表 基 準	レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき	レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき	(追加) 第2 水防警報の種類等 水防警報の種類、内容及び発表基準 (略) <table><tr><td>警戒</td><td>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの</td><td>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき</td></tr></table> (略)	警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき	新しい防災気象情報開始に伴う文言の追加 語句の修正
種 類	発 表 基 準																			
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき																			
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																			
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																			
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																			
レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報又はレベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																			
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき																		
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき																		

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
第3 水防活動用気象予報・警報等の伝達 (略) 3 水防警報の伝達 (略) (2) 旭川建設管理部所管	第3 水防活動用気象予報・警報等の伝達 (略) 3 水防警報の伝達 (略) (2) 旭川建設管理部所管	北海道が行う水防警報の伝達方法変更に伴う修正
第4節 水防信号 法第20条第1項の規定により、知事が定める水防信号は、次のとおりである。 <u>1 第1信号</u> <u>氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの</u> <u>2 第2信号</u> <u>消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの</u> <u>3 第3信号</u> <u>水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの</u> <u>4 第4信号</u> <u>必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</u>	第4節 水防信号 法第20条第1項の規定により、知事が定める水防信号は、次のとおりである。 <u>(1) 警戒信号</u> <u>警戒水位（氾濫注意水位）に達したとき及び気象台から気象の通報を受けたとき発する信号。</u> <u>(2) 出動第1信号</u> <u>水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号。</u> <u>(3) 出動第2信号</u> <u>水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号。</u> <u>(4) 危険信号</u> <u>必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号。</u>	

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																														
※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。 水防信号 <table border="1"> <thead> <tr> <th>方法 区分</th><th>警鐘信号</th><th>サイレン信号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1信号</td><td>○休止 ○休止 ○休止</td><td>5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止</td></tr> <tr> <td>第2信号</td><td>○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○</td><td>5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止</td></tr> <tr> <td>第3信号</td><td>○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○</td><td>10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止</td></tr> <tr> <td>第4信号</td><td>乱 打</td><td>1分 ○ー 5秒 休止 1分 ○ー 5秒 休止</td></tr> </tbody> </table> (備考) ・信号は、適宜の時間継続すること。 ・必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。 (略)	方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止	第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止	第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止	第4信号	乱 打	1分 ○ー 5秒 休止 1分 ○ー 5秒 休止	(5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。 水防信号 <table border="1"> <thead> <tr> <th>方法 区分</th><th>警鐘信号</th><th>サイレン信号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒信号</td><td>○休止 ○休止 ○休止</td><td>5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止</td></tr> <tr> <td>出動第1信号</td><td>○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○</td><td>5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止</td></tr> <tr> <td>出動第2信号</td><td>○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○</td><td>10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止</td></tr> <tr> <td>危険信号</td><td>乱 打</td><td>1分 ○ー 5秒 休止 1分 ○ー 5秒 休止</td></tr> </tbody> </table> (備考) 1信号は、適宜の時間継続すること。 2必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとすること。 (略)	方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止	出動第1信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止	出動第2信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止	危険信号	乱 打	1分 ○ー 5秒 休止 1分 ○ー 5秒 休止	文言等の修正
方法 区分	警鐘信号	サイレン信号																														
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止																														
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止																														
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止																														
第4信号	乱 打	1分 ○ー 5秒 休止 1分 ○ー 5秒 休止																														
方法 区分	警鐘信号	サイレン信号																														
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止 5秒 ○ー 15秒 休止																														
出動第1信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止 5秒 ○ー 6秒 休止																														
出動第2信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止 10秒 ○ー 5秒 休止																														
危険信号	乱 打	1分 ○ー 5秒 休止 1分 ○ー 5秒 休止																														

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																								
第6節 水防通信連絡及び情報収集 (略) 第2 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集 水防管理者又は水防に係りのある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。 1 市町村向け情報提供 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>ウェブサイトアドレス</th><th>提供情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)</td><td>https://city.river.go.jp/</td><td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td></tr> <tr> <td>気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)</td><td>https://bosai.jmainfo.go.jp</td><td>気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定</td></tr> <tr> <td>気象庁ウェブサイト「あなたの街の防災情報」</td><td>https://www.jma.go.jp/bosai/</td><td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予想値 等</td></tr> </tbody> </table> (注) 貸与されたID・パスワードにより利用 (気象庁ウェブサイト除く)	名 称	ウェブサイトアドレス	提供情報	国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定	気象庁ウェブサイト「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予想値 等	第6節 水防通信連絡及び情報収集 (略) 第2 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集 水防管理者又は水防に係りのある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。 1 市町村向け情報提供 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>ホームページアドレス</th><th>提供情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)</td><td>https://city.river.go.jp/</td><td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td></tr> <tr> <td>気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)</td><td>https://bosai.jmainfo.go.jp</td><td>気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定</td></tr> <tr> <td>気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」</td><td>https://www.jma.go.jp/bosai/</td><td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)、流域雨量指数の予想値 等</td></tr> </tbody> </table> (注) 貸与されたID・パスワードにより利用 (気象庁ホームページ除く)	名 称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定	気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)、流域雨量指数の予想値 等	情報収集先における文言の修正
名 称	ウェブサイトアドレス	提供情報																								
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																								
気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定																								
気象庁ウェブサイト「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予想値 等																								
名 称	ホームページアドレス	提供情報																								
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																								
気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定																								
気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)、流域雨量指数の予想値 等																								

水防計画新旧対照表

新			旧			備考欄
2 一般向け情報提供			2 一般向け情報提供			情報収集先における文言の修正
名 称	<u>ウェブサイト</u> アドレス	提供情報	名 称	<u>ホームページ</u> アドレス	提供情報	
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	
北海道防災 <u>ポータル</u>	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等	北海道防災 <u>情報</u> (防災情報システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等	
旭川地方気象台 <u>ウェブサイト</u>	https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予想値 等	旭川地方気象台 <u>ホームページ</u>	https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、キキクル（ <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> ）、流域雨量指数の予想値 等	
気象庁 <u>ウェブサイト</u>	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、キキクル（危険度分布） 等	気象庁 <u>ホームページ</u>	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、キキクル（ <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> ） 等	

水防計画新旧対照表

新				旧				備考欄
第5章 水防活動				第5章 水防活動				新しい防災気象情報開始に伴う配備基準の修正
(略)				(略)				
第1節 水防管理団体の非常配備体制				第1節 水防管理団体の非常配備体制				
第1 市の非常配備体制				第1 市の非常配備体制				
水防管理者及び消防機関の長が指令する非常配備体制				水防管理者及び消防機関の長が指令する非常配備体制				
(削除)				1 市の非常配備体制				
(旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節)				(旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節)				
体制	配 備 時 期	配 備 体 制	配備要員	体制	配 備 時 期	配 備 体 制	配備要員	
災害警戒配備体制	1 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。 ・市域にレベル3大雨警報が発表された場合 ・市域に関連する河川にレベル3氾濫警報が発表された場合	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	災害警戒配備体制	1 大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表されたとき 2 市内の一部に水害による極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 その他市長が必要と認めたとき	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	
(略)				(略)				
第6節 立退きの指示及び避難等				第6節 立退きの指示及び避難等				
第1 立退きの指示				第1 立退きの指示				
法第29条の規定に基づき、洪水等により著しく危険が緊迫し				法第29条の規定に基づき、洪水等により著しく危険が緊迫し				

水防計画新旧対照表

[illegible]

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
第 9 章 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 第 1 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 法第 15 条第 1 項の規定により、旭川市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、旭川市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法、<u>その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水又は内水に関する情報の伝達方法</u> 2 避難所その他<u>の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</u> <u>3 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う、洪水又は内水に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>4 浸水想定区域内に次の施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u> (1) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時<u>又は内水時（以下、洪水時等という。）</u>の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの (2) 大規模な工場、作業場及び倉庫であって 10,000㎡以上の規模に該当するもので洪水時<u>等</u>の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）	第 9 章 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 第 1 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 法第 15 条第 1 項の規定により、旭川市防災会議は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川について</u>、浸水想定区域の指定があったときは、旭川市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法 2 避難所その他<u>洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> <u>3 浸水想定区域内に次の施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u> (1) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの (2) 大規模な工場、作業場及び倉庫であって 10,000㎡以上の規模に該当するもので洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）	雨水出水浸水想定区域の指定に伴う文言の追加・修正

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> 第2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等の作成 法第15条第1項の規定により旭川市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「要配慮者利用施設の所有者等」という。）は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>等</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。 （略） 第3 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画等の作成 法第15条第1項の規定により旭川市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、洪水時<u>等</u>の浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。 第4 浸水被害軽減地区の指定等 法第15条の6の規定により、水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛り土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。	<u>（追加）</u> 第2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等の作成 法第15条第1項の規定により旭川市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「要配慮者利用施設の所有者等」という。）は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。 （略） 第3 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画等の作成 法第15条第1項の規定により旭川市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、洪水時の浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。 第4 浸水被害軽減地区の指定等 法第15条の6の規定により、水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛り土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。	雨水出水浸水想定区域の指定に伴う文言の追加・修正

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>1</u> 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。 <u>2</u> 水防管理者は、浸水被害軽減地区<u>を</u>指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。 <u>3</u> 水防管理者は、浸水被害軽減地区<u>を</u>指定したときは、国土交通省で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。 また、水防管理団体は、標識の設置により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。 <u>4</u> 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 <u>5</u> 何人も、標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。 (略)	<u>(1)</u> 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。 <u>(2)</u> 水防管理者は、浸水被害軽減地区<u>の</u>指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。 <u>(3)</u> 水防管理者は、浸水被害軽減地区<u>の</u>指定したときは、国土交通省で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。 また、水防管理団体は、標識の設置により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。 <u>(4)</u> 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 <u>(5)</u> 何人も、標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。 (略)	付番等の修正

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
別表1 旭川市水防本部の組織図(令和8年4月現在) 本部会議 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教 育 長 部 長 職 会 計 管 理 者 本部事務局 ・総括部 (防災安全部) ・総務部 (総務部) ・情報管理部 (行財政改革部) ・受援・広報部 (総合政策部) ・特命部 (議会事務局) <u>(行政委員会事務局)</u> ・都市振興部 (都市振興部) ・調査部 (行財政改革部) ・避難部 (市民生活部) ・環境清掃部 (環境部) ・援護部 (福祉安心部) ・健康保健部 (健康保健部) ・子育て支援部 (子ども・女性・若者未来部) ・観光支援部 (観光スポーツ・シティプロモーション部) ・食料物資部 (経済部) ・農政部 (農政部) ・建築部 (建築部) ・土木部 (土木部) ・医療部 (市立旭川病院) ・消防部 (消防本部) ・第1教育部 (学校教育部) ・第2教育部 (社会教育部) ・水道部 (上下水道部) ・会計部 (会計課)	別表1 旭川市水防本部の組織図(令和7年4月現在) 本部会議 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 本部員 常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教 育 長 部 長 職 会 計 管 理 者 本部事務局 ・総括部 (防災安全部) ・総務部 (総務部) ・情報管理部 (行財政改革部) ・受援・広報部 (総合政策部) ・特命部 (議会事務局) <u>(農業委員会事務局)</u> <u>(選挙管理委員会事務局)</u> <u>(監査事務局)</u> <u>(いじめ防止対策推進部)</u> <u>(女性活躍推進部)</u> ・地域振興部 (地域振興部) ・調査部 (税務部) ・避難部 (市民生活部) ・環境清掃部 (環境部) ・援護部 (福祉保険部) ・健康保健部 (健康保健部) ・子育て支援部 (子育て支援部) ・観光支援部 (観光スポーツ部) ・食料物資部 (経済部) ・農政部 (農政部) ・建築部 (建築部) ・土木部 (土木部) ・医療部 (市立旭川病院) ・消防部 (消防本部) ・第1教育部 (学校教育部) ・第2教育部 (社会教育部) ・水道部 (上下水道部) ・会計部 (会計課)	組織変更に伴う修正

水防計画新旧対照表

新			旧			備考欄
別表 3 消防機関の水防分担区域表			別表 3 消防機関の水防分担区域表			河川名の追加・修正
消防署			消防署			
署所（担当）別	分 担 区 域	担 当 主 要 河 川 名	署所（担当）別	分 担 区 域	担 当 主 要 河 川 名	
南消防署 消防担当	西、中央、大成、東地区	牛朱別川、忠別川、石狩川、栄川、基北川	南消防署 消防担当	西、中央、大成、東地区	牛朱別川、忠別川、石狩川、栄川、基北川	
緑が丘出張所 （西神楽分遣所）	東、神楽、西神楽地区	忠別川、美瑛川、南校川、 <u>五号川</u> 、西八号川、 <u>十五号川</u> 、 <u>千代ヶ岡川</u> 、 <u>辺別川</u>	緑が丘出張所 （西神楽分遣所）	東、神楽、西神楽地区	忠別川、美瑛川、南校川、 <u>西五号川</u> 、西八号川	
豊岡出張所	東、東旭川地区	牛朱別川、忠別川、東光川、アイヌ川、基北川、小股川、ボンウシベツ川	豊岡出張所	東、東旭川地区	牛朱別川、忠別川、東光川、アイヌ川、基北川、小股川、ボンウシベツ川	
東旭川出張所	東旭川地区	牛朱別川、ボンウシベツ川、忠別川、難波田川、 <u>ペーバン川</u>	東旭川出張所	東旭川地区	牛朱別川、ボンウシベツ川、忠別川、難波田川	
神楽出張所	神楽、西神楽、神居地区	忠別川、美瑛川、南校川、 <u>五号川</u> 、 <u>西八号川</u> 、 <u>十五号川</u> 、 <u>千代ヶ岡川</u> 、 <u>辺別川</u>	神楽出張所	神楽、西神楽、神居地区	忠別川、美瑛川、南校川	
忠和出張所	神居、春日地区	石狩川、美瑛川、神居川、内大部川、オンネナイ川	忠和出張所	神居、春日地区	石狩川、美瑛川、神居川、内大部川、オンネナイ川	
東光出張所	東、東光地区 東旭川地区	忠別川、東光川、アイヌ川、基北川、南六条川、 <u>ペーバン川</u> 、 <u>倉沼川</u>	東光出張所	東、東光地区 東旭川地区	忠別川、東光川、アイヌ川、基北川、南六条川	
北消防署 消防担当 （近文分遣所）	北星、春光地区 江丹別、春日地区	石狩川、オホーツナイ川、近文オホーツナイ川、ウッベツ川、 <u>江丹別川</u>	北消防署 消防担当 （近文分遣所）	北星、春光地区 江丹別、春日地区	石狩川、オホーツナイ川、近文オホーツナイ川、ウッベツ川	
新旭川出張所	新旭川地区	牛朱別川、永山一号川、永山二号川	新旭川出張所	新旭川地区	牛朱別川、永山一号川、永山二号川	
春光出張所 （東鷹栖分遣所）	春光、東鷹栖地区	石狩川及びオサラッベ川、ウッベツ川、 ヨンカシュベ川他	春光出張所 （東鷹栖分遣所）	春光、東鷹栖地区	石狩川及びオサラッベ川、ウッベツ川、 ヨンカシュベ川他	
永山出張所	永山地区	石狩川、牛朱別川、神水川	永山出張所	永山地区	石狩川、牛朱別川、神水川	
※ 分担区域は、旭川市消防署規程別表第 1 に掲げる管轄区域とする。			※ 分担区域は、旭川市消防署規程別表第 1 に掲げる管轄区域とする。			

水防計画新旧対照表

新			旧			備考欄
消 防 団			消 防 団			
分 団 名	分 担 区 域	担 当 主 要 河 川 名	分 団 名	分 担 区 域	担 当 主 要 河 川 名	
第 1 分団	西、中央地区	石狩川、忠別川、榮川	第 1 分団	西、中央地区	石狩川、忠別川、榮川	
第 2 分団	中央、大成、東地区	牛朱別川、忠別川、基北川	第 2 分団	中央、大成、東地区	牛朱別川、忠別川、基北川	
第 3 分団	東地区	牛朱別川、忠別川、基北川、アイヌ川、南六条川、 ボン川、ボン川第一支川	第 3 分団	東地区	牛朱別川、忠別川、基北川、アイヌ川、南六条川、 ボン川、ボン川第一支川	
第 4 分団	東地区	牛朱別川、忠別川、基北川、小股川、ボンウシベツ川	第 4 分団	東地区	牛朱別川、忠別川、基北川、小股川、ボンウシベツ川	
第 5 分団	東旭川地区	牛朱別川、難波田川、坂下天然川	第 5 分団	東旭川地区	牛朱別川、難波田川、坂下天然川	
第 6 分団	東旭川地区	忠別川及びアイヌ川、基北川、小股川、ボンウシベツ川	第 6 分団	東旭川地区	忠別川及びアイヌ川、基北川、小股川、ボンウシベツ川	
第 7 分団	東旭川地区	忠別川、基北川、ボンウシベツ川、アイヌ川	第 7 分団	東旭川地区	忠別川、基北川、ボンウシベツ川、アイヌ川	
第 8 分団	東旭川地区	倉沼川、ペーバン川	第 8 分団	東旭川地区	倉沼川、ペーバン川	
第 9 分団	東旭川地区	牛朱別川及び近文内川、桜川、ペーバン川	第 9 分団	東旭川地区	牛朱別川及び近文内川、桜川、ペーバン川	
第 10 分団	東旭川地区	ペーバン川、谷地川、忍路川、下南部川	第 10 分団	東旭川地区	ペーバン川、谷地川、忍路川、下南部川	
第 11 分団	東旭川地区	ペーバン川、上南部川、福島川、ボンペーバン川、 ペーバン第一～第三支川	第 11 分団	東旭川地区	ペーバン川、上南部川、福島川、ボンペーバン川、 ペーバン第一～第三支川	
第 12 分団	神楽、西神楽地区	美瑛川、忠別川、南校川、 <u>五号川</u>	第 12 分団	神楽、西神楽地区	美瑛川、忠別川、南校川、 <u>西五号川</u>	
第 13 分団	西神楽地区	美瑛川、西八号川、 <u>十五号川</u>	第 13 分団	西神楽地区	美瑛川、西八号川、 <u>西十五号川</u>	
第 14 分団	西神楽地区	美瑛川及び辺別川、 <u>十五号川</u> 、新区画川	第 14 分団	西神楽地区	美瑛川及び辺別川、 <u>西十五号川</u> 、新区画川	
第 15 分団	西神楽地区	辺別川、千代ヶ岡川	第 15 分団	西神楽地区	辺別川、千代ヶ岡川	
第 16 分団	神居地区	石狩川、美瑛川、伊野川、神居川、神居一号川、 オンネナイ川、神居第一線川	第 16 分団	神居地区	石狩川、美瑛川、伊野川、神居川、神居一号川、 オンネナイ川、神居第一線川	
第 17 分団	神居地区	美瑛川、雨紛川、ボン雨紛川、石灰川、神華川	第 17 分団	神居地区	美瑛川、雨紛川、ボン雨紛川、石灰川、神華川	
(略)			(略)			

水防計画新旧対照表

新

別表4

重要水防区域
(旭川開発建設部管理区間)

重要水防箇所						
No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者
1	石狩川	150.60 ~ 152.60	忠和	左岸 2.00	越水・溢水	開発局
2	石狩川	153.00 ~ 153.20	神居第一	左岸 0.20	越水・溢水	開発局
3	石狩川	153.40 ~ 155.00	神居第一	左岸 1.60	越水・溢水	開発局
4	石狩川	155.20 ~ 155.40	常盤	左岸 0.20	越水・溢水	開発局
5	石狩川	155.60 ~ 157.40	常盤	左岸 1.80	越水・溢水	開発局
6	石狩川	157.60 ~ 158.00	新旭川	左岸 0.40	越水・溢水	開発局
7	石狩川	158.20 ~ 158.80	新旭川	左岸 0.60	越水・溢水	開発局
8	石狩川	147.00 ~ 149.40	伊納	右岸 2.40	越水・溢水	開発局
9	石狩川	150.00 ~ 151.00	春日	右岸 1.00	越水・溢水	開発局
10	石狩川	151.20 ~ 151.60	春日	右岸 0.40	越水・溢水	開発局
11	石狩川	153.40 ~ 155.20	近文	右岸 1.80	越水・溢水	開発局
12	石狩川	155.40 ~ 158.80	近文	右岸 3.40	越水・溢水	開発局
13	石狩川	166.80 ~ 167.00	永山	左岸 0.20	堤体漏水	開発局
14	石狩川	147.20 ~ 148.00	伊納	右岸 0.80	堤体漏水	開発局
15	石狩川	151.40 ~ 151.60	春日	右岸 0.20	堤体漏水	開発局
16	石狩川	157.40 ~ 157.80	近文	右岸 0.40	堤体漏水	開発局
17	石狩川	158.00 ~ 158.40	近文	右岸 0.40	堤体漏水	開発局
18	石狩川	147.20 ~ 148.00	伊納	右岸 0.80	基礎地盤漏水	開発局
19	石狩川	158.00 ~ 158.20	新旭川	左岸 0.60	水衝・洗掘	開発局
20	石狩川	164.40 ~ 164.60	南永山	左岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
21	石狩川	159.40 ~ 159.60	近文	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
22	石狩川	160.00 ~ 160.40	東鷹栖	右岸 0.40	水衝・洗掘	開発局
23	石狩川	148.66	伊納大橋	—	—	工作物 旭川市
24	石狩川	151.05	江神橋	—	—	工作物 北海道
25	石狩川	153.17	近文大橋	—	—	工作物 開発局
26	石狩川	155.32	第二石狩川橋梁(上り)	—	—	工作物 JR北海道
27	石狩川	155.34	第二石狩川橋梁(下り)	—	—	工作物 JR北海道
28	石狩川	155.71	旭西橋	—	—	工作物 旭川市
29	石狩川	156.75	新橋	—	—	工作物 旭川市
30	石狩川	157.27	旭橋	—	—	工作物 開発局
31	石狩川	153.00 ~ 154.80	神居第一	左岸 1.80	旧川跡	開発局
32	石狩川	154.80 ~ 155.00	常盤	左岸 0.20	旧川跡	開発局
33	石狩川	155.20 ~ 155.40	常盤	左岸 0.20	旧川跡	開発局
34	石狩川	155.80 ~ 156.00	常盤	左岸 0.20	旧川跡	開発局
35	石狩川	156.40 ~ 156.60	常盤	左岸 0.20	旧川跡	開発局
36	石狩川	157.80 ~ 158.00	新旭川	左岸 0.20	旧川跡	開発局
37	石狩川	158.20 ~ 160.40	新旭川	左岸 2.20	旧川跡	開発局
38	石狩川	160.4 ~ 165.00	南永山	左岸 4.60	旧川跡	開発局
39	石狩川	165.6 ~ 168.00	永山	左岸 2.40	旧川跡	開発局
40	石狩川	154 ~ 154.60	近文	右岸 0.60	旧川跡	開発局
41	石狩川	156.6 ~ 157.00	近文	右岸 0.40	旧川跡	開発局
42	石狩川	158.4 ~ 159.80	近文	右岸 1.40	旧川跡	開発局
43	石狩川	159.8 ~ 164.60	東鷹栖	右岸 4.80	旧川跡	開発局
44	石狩川	164.6 ~ 168.00	鷹栖	右岸 3.40	旧川跡	開発局
45	石狩川	153.4 ~ 153.80	神居第一	左岸 0.40	重点区間	開発局

旧

別表4

重要水防区域
(旭川開発建設部管理区間)

重要水防箇所						
No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者
1	石狩川	135.50 ~ 136.67	神居古潭	左岸 1.17	越水・溢水	開発局
2	石狩川	137.00 ~ 137.89	神居古潭	左岸 0.89	越水・溢水	開発局
3	石狩川	150.60 ~ 152.60	忠和	左岸 2.00	越水・溢水	開発局
4	石狩川	153.00 ~ 153.20	神居第一	左岸 0.20	越水・溢水	開発局
5	石狩川	153.40 ~ 155.00	神居第一	左岸 1.60	越水・溢水	開発局
6	石狩川	155.60 ~ 155.80	常盤	左岸 0.20	越水・溢水	開発局
7	石狩川	156.00 ~ 156.80	常盤	左岸 0.80	越水・溢水	開発局
8	石狩川	156.80 ~ 157.40	常盤	左岸 0.60	越水・溢水	開発局
9	石狩川	157.60 ~ 157.80	新旭川	左岸 0.20	越水・溢水	開発局
10	石狩川	158.40 ~ 158.60	新旭川	左岸 0.20	越水・溢水	開発局
11	石狩川	147.00 ~ 149.40	伊納	右岸 2.40	越水・溢水	開発局
12	石狩川	150.00 ~ 151.00	春日	右岸 1.00	越水・溢水	開発局
13	石狩川	151.20 ~ 151.60	春日	右岸 0.40	越水・溢水	開発局
14	石狩川	153.40 ~ 155.20	近文	右岸 1.80	越水・溢水	開発局
15	石狩川	155.40 ~ 158.20	近文	右岸 2.80	越水・溢水	開発局
16	石狩川	158.20 ~ 158.60	近文	右岸 0.40	越水・溢水	開発局
17	石狩川	156.00 ~ 157.40	常盤	左岸 1.40	堤体漏水	開発局
18	石狩川	167.80 ~ 168.00	永山	左岸 0.20	堤体漏水	開発局
19	石狩川	147.20 ~ 148.00	伊納	右岸 0.80	堤体漏水	開発局
20	石狩川	157.40 ~ 157.80	近文	右岸 0.40	堤体漏水	開発局
21	石狩川	156.20 ~ 157.20	常盤	左岸 1.00	基礎地盤漏水	開発局
22	石狩川	147.20 ~ 148.00	伊納	右岸 0.80	基礎地盤漏水	開発局
23	石狩川	158.00 ~ 158.20	新旭川	左岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
24	石狩川	160.00 ~ 160.20	新旭川	左岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
25	石狩川	160.80 ~ 161.40	南永山	左岸 0.60	水衝・洗掘	開発局
26	石狩川	162.20 ~ 163.00	南永山	左岸 0.80	水衝・洗掘	開発局
27	石狩川	164.00 ~ 164.80	南永山	左岸 0.80	水衝・洗掘	開発局
28	石狩川	158.60 ~ 159.00	近文	右岸 0.40	水衝・洗掘	開発局
29	石狩川	159.80 ~ 160.00	東鷹栖	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
30	石狩川	160.40 ~ 160.60	東鷹栖	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
31	石狩川	161.40 ~ 161.60	東鷹栖	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
32	石狩川	163.60 ~ 164.20	東鷹栖	右岸 0.60	水衝・洗掘	開発局
33	石狩川	164.40 ~ 164.60	東鷹栖	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局
34	石狩川	164.80 ~ 166.20	鷹栖	右岸 1.40	水衝・洗掘	開発局
35	石狩川	136.67	神納橋(下)	—	—	工作物 北海道
36	石狩川	136.69	神納橋(上)	—	—	工作物 北海道
37	石狩川	137.89	神電水管橋	—	—	工作物 土地改良区
38	石狩川	148.66	伊納大橋	—	—	工作物 旭川市
39	石狩川	151.05	江神橋	—	—	工作物 北海道
40	石狩川	153.17	近文大橋	—	—	工作物 開発局
41	石狩川	155.32	第二石狩川橋梁(上り)	—	—	工作物 JR北海道
42	石狩川	155.34	第二石狩川橋梁(下り)	—	—	工作物 JR北海道
43	石狩川	155.71	旭西橋	—	—	工作物 旭川市
44	石狩川	156.75	新橋	—	—	工作物 旭川市
45	石狩川	157.27	旭橋	—	—	工作物 開発局

重要水防区域の修正

水防計画新旧対照表

新							旧							備考欄
重要水防箇所							重要水防箇所							
No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者	No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者	
46	石狩川	155.00 ~ 155.40	常盤	左岸 0.40	重点区間	開発局	46	石狩川	153.00 ~ 155.00	神居第一	左岸 2.00	旧川跡	開発局	
47	石狩川	157.60 ~ 158.00	新旭川	左岸 0.40	重点区間	開発局	47	石狩川	155.20 ~ 155.40	常盤	左岸 0.20	旧川跡	開発局	
48	石狩川	147.20 ~ 148.00	伊納	左岸 0.80	重点区間	開発局	48	石狩川	155.80 ~ 156.00	常盤	左岸 0.20	旧川跡	開発局	
49	石狩川	148.80 ~ 149.20	伊納	右岸 0.40	重点区間	開発局	49	石狩川	156.40 ~ 156.60	常盤	左岸 0.20	旧川跡	開発局	
50	石狩川	150.20 ~ 150.60	春日	右岸 0.40	重点区間	開発局	50	石狩川	157.80 ~ 158.00	新旭川	左岸 0.20	旧川跡	開発局	
51	石狩川	153.40 ~ 153.80	近文	右岸 0.40	重点区間	開発局	51	石狩川	158.20 ~ 160.40	新旭川	左岸 2.20	旧川跡	開発局	
52	石狩川	157.40 ~ 157.80	近文	右岸 0.40	重点区間	開発局	52	石狩川	160.40 ~ 165.00	南永山	左岸 4.60	旧川跡	開発局	
53	石狩川	158.00 ~ 158.40	近文	右岸 0.40	重点区間	開発局	53	石狩川	165.60 ~ 168.00	永山	左岸 2.40	旧川跡	開発局	
54	石狩川	153.60	神居第一	左岸 —	重点箇所	開発局	54	石狩川	154.00 ~ 154.60	近文	右岸 0.60	旧川跡	開発局	
55	石狩川	155.20	常盤	左岸 —	重点箇所	開発局	55	石狩川	156.60 ~ 156.80	近文	右岸 0.20	旧川跡	開発局	
56	石狩川	157.80	新旭川	左岸 —	重点箇所	開発局	56	石狩川	156.80 ~ 157.00	近文	右岸 0.20	旧川跡	開発局	
57	石狩川	149.00	伊納	左岸 —	重点箇所	開発局	57	石狩川	158.40 ~ 159.80	近文	右岸 1.40	旧川跡	開発局	
58	石狩川	150.40	春日	右岸 —	重点箇所	開発局	58	石狩川	159.80 ~ 164.60	東鷹栖	右岸 4.80	旧川跡	開発局	
59	石狩川	153.60	近文	右岸 —	重点箇所	開発局	59	石狩川	164.60 ~ 168.00	鷹栖	右岸 3.40	旧川跡	開発局	
60	忠別川	1.20 ~ 1.40	神居第二	左岸 0.20	越水・溢水	開発局	60	石狩川	153.60	神居第一	左岸 —	重点区間	開発局	
61	忠別川	2.00 ~ 2.20	神居第二	左岸 0.20	越水・溢水	開発局	61	石狩川	155.20	常盤	左岸 —	重点区間	開発局	
62	忠別川	1.00 ~ 1.80	曙	右岸 0.80	越水・溢水	開発局	62	石狩川	156.00 ~ 157.40	常盤	左岸 1.40	重点区間	開発局	
63	忠別川	1.62	旭川大橋	— —	工作物	開発局	63	石狩川	157.80	新旭川	左岸 —	重点区間	開発局	
64	忠別川	4.83	神楽橋	— —	工作物	開発局	64	石狩川	147.20 ~ 148.00	伊納	右岸 0.80	重点区間	開発局	
65	忠別川	1.00 ~ 1.80	神居第二	左岸 0.80	旧川跡	開発局	65	石狩川	149.00	伊納	右岸 —	重点区間	開発局	
66	忠別川	2.40 ~ 3.00	参宮	左岸 0.60	旧川跡	開発局	66	石狩川	150.40	春日	右岸 —	重点区間	開発局	
67	忠別川	3.80 ~ 4.80	参宮	左岸 1.00	旧川跡	開発局	67	石狩川	153.60	近文	右岸 —	重点区間	開発局	
68	忠別川	6.40 ~ 7.40	下忠別	左岸 1.00	旧川跡	開発局	68	石狩川	157.40 ~ 157.80	近文	右岸 0.40	重点区間	開発局	
69	忠別川	1.00 ~ 1.80	曙	右岸 0.80	旧川跡	開発局	69	忠別川	1.20 ~ 1.40	神居第二	左岸 0.20	越水・溢水	開発局	
70	忠別川	4.00 ~ 4.60	旭川	右岸 0.60	旧川跡	開発局	70	忠別川	2.00 ~ 2.20	神居第二	左岸 0.20	越水・溢水	開発局	
71	忠別川	5.40 ~ 5.60	旭川	右岸 0.20	旧川跡	開発局	71	忠別川	1.00 ~ 1.80	曙	右岸 0.80	越水・溢水	開発局	
72	忠別川	9.20 ~ 9.80	千代田	右岸 0.60	旧川跡	開発局	72	忠別川	5.20 ~ 5.40	旭川	右岸 0.20	越水・溢水	開発局	
73	忠別川	10.00 ~ 10.80	旭正	右岸 0.80	旧川跡	開発局	73	忠別川	5.00 ~ 5.20	参宮	左岸 0.20	堤体漏水	開発局	
74	忠別川	11.40 ~ 12.80	旭正	右岸 1.40	旧川跡	開発局	74	忠別川	6.60 ~ 6.80	千代田	右岸 0.20	堤体漏水	開発局	
75	忠別川	14.40 ~ 15.00	旭正	右岸 0.60	旧川跡	開発局	75	忠別川	14.80 ~ 15.00	旭正	右岸 0.20	堤体漏水	開発局	
76	忠別川	15.00 ~ 15.60	東川	右岸 0.60	旧川跡	開発局	76	忠別川	6.60 ~ 6.80	千代田	右岸 0.20	基礎地盤割水	開発局	
77	忠別川	1.00 ~ 1.40	神居第二	左岸 0.40	重点区間	開発局	77	忠別川	7.60 ~ 8.20	下忠別	左岸 0.60	水衝・洗掘	開発局	
78	忠別川	3.80 ~ 4.20	参宮	左岸 0.40	重点区間	開発局	78	忠別川	8.60 ~ 8.80	東郷	左岸 0.20	水衝・洗掘	開発局	
79	忠別川	3.80 ~ 4.20	旭川	右岸 0.40	重点区間	開発局	79	忠別川	7.00 ~ 7.20	千代田	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局	
80	忠別川	15.00 ~ 15.40	東川	右岸 0.40	重点区間	開発局	80	忠別川	7.40 ~ 7.60	千代田	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局	
81	忠別川	1.20	神居第二	左岸 —	重点箇所	開発局	81	忠別川	8.20 ~ 8.60	千代田	右岸 0.40	水衝・洗掘	開発局	
82	忠別川	4.00	参宮	左岸 —	重点箇所	開発局	82	忠別川	9.00 ~ 9.40	千代田	右岸 0.40	水衝・洗掘	開発局	
83	忠別川	4.00	旭川	右岸 —	重点箇所	開発局	83	忠別川	11.20 ~ 11.60	旭正	右岸 0.40	水衝・洗掘	開発局	
84	忠別川	15.20	東川	右岸 —	重点箇所	開発局	84	忠別川	12.00 ~ 12.20	旭正	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局	
85	美瑛川	12.8 ~ 13.00	共有地	左岸 0.20	越水・溢水	開発局	85	忠別川	1.62	旭川大橋	— —	工作物	開発局	
86	美瑛川	16.20 ~ 16.60	共有地	左岸 0.40	越水・溢水	開発局	86	忠別川	1.00 ~ 1.80	神居第二	左岸 0.80	旧川跡	開発局	
87	美瑛川	8.40 ~ 8.60	西神楽	右岸 0.20	越水・溢水	開発局	87	忠別川	2.40 ~ 3.00	参宮	左岸 0.60	旧川跡	開発局	
88	美瑛川	8.60 ~ 9.20	西神楽	右岸 0.60	越水・溢水	開発局	88	忠別川	3.80 ~ 4.80	参宮	左岸 1.00	旧川跡	開発局	
89	美瑛川	10.40 ~ 10.60	西神楽	右岸 0.20	越水・溢水	開発局	89	忠別川	6.40 ~ 7.40	下忠別	左岸 1.00	旧川跡	開発局	
90	美瑛川	1.40 ~ 1.80	神楽	右岸 0.40	堤体漏水	開発局	90	忠別川	1.00 ~ 1.80	曙	右岸 0.80	旧川跡	開発局	

水防計画新旧対照表

新										旧										備考欄	
重要水防箇所										重要水防箇所											
No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者				No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者					
91	美瑛川	5.60	神 楽	右 岸	0.60	堤体漏水	開発局			91	忠別川	4.00	旭 川	右 岸	0.60	旧 川 跡	開発局				
92	美瑛川	10.00	西 神 楽	右 岸	1.20	堤体漏水	開発局			92	忠別川	5.40	旭 川	右 岸	0.20	旧 川 跡	開発局				
93	美瑛川	12.20	西 神 楽	右 岸	0.60	堤体漏水	開発局			93	忠別川	9.20	千 代 田	右 岸	0.60	旧 川 跡	開発局				
94	美瑛川	1.40	神 楽	右 岸	0.40	基礎地盤漏水	開発局			94	忠別川	10.00	旭 正	右 岸	0.80	旧 川 跡	開発局				
95	美瑛川	2.20	神 楽	右 岸	1.20	基礎地盤漏水	開発局			95	忠別川	11.40	旭 正	右 岸	1.40	旧 川 跡	開発局				
96	美瑛川	0.80	神 居 第 二	左 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			96	忠別川	14.40	旭 正	右 岸	0.60	旧 川 跡	開発局				
97	美瑛川	1.80	雨 紛	左 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			97	忠別川	15.00	東 川	右 岸	0.60	旧 川 跡	開発局				
98	美瑛川	2.60	雨 紛	左 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			98	忠別川	1.20	神 居 第 二	左 岸	—	重点区間	開発局				
99	美瑛川	4.00	雨 紛	左 岸	0.40	水衝・洗掘	開発局			99	忠別川	4.00	参 宮	左 岸	—	重点区間	開発局				
100	美瑛川	5.40	雨 紛	左 岸	0.40	水衝・洗掘	開発局			100	忠別川	4.00	旭 川	右 岸	—	重点区間	開発局				
101	美瑛川	2.00	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			101	忠別川	15.20	東 川	右 岸	—	重点区間	開発局				
102	美瑛川	4.60	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			102	美瑛川	16.20	共 有 地	左 岸	0.40	越水・溢水	開発局				
103	美瑛川	5.00	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			103	美瑛川	8.40	西 神 楽	右 岸	0.40	越水・溢水	開発局				
104	美瑛川	7.00	神 楽	右 岸	0.60	水衝・洗掘	開発局			104	美瑛川	8.80	西 神 楽	右 岸	0.40	越水・溢水	開発局				
105	美瑛川	7.60	西 神 楽	右 岸	0.40	水衝・洗掘	開発局			105	美瑛川	1.40	神 楽	右 岸	0.40	堤体漏水	開発局				
106	美瑛川	10.00	西 神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			106	美瑛川	2.20	神 楽	右 岸	0.20	堤体漏水	開発局				
107	美瑛川	10.60	西 神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			107	美瑛川	5.60	西 神 楽	右 岸	0.60	堤体漏水	開発局				
108	美瑛川	11.20	西 神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局			108	美瑛川	8.00	西 神 楽	右 岸	0.40	堤体漏水	開発局				
109	美瑛川	1.00	雨 紛	左 岸	0.80	旧 川 跡	開発局			109	美瑛川	10.00	西 神 楽	右 岸	1.20	堤体漏水	開発局				
110	美瑛川	2.20	雨 紛	左 岸	1.20	旧 川 跡	開発局			110	美瑛川	12.00	西 神 楽	右 岸	0.80	堤体漏水	開発局				
111	美瑛川	3.60	雨 紛	左 岸	0.60	旧 川 跡	開発局			111	美瑛川	1.40	神 楽	右 岸	0.40	基礎地盤漏水	開発局				
112	美瑛川	4.80	雨 紛	左 岸	1.20	旧 川 跡	開発局			112	美瑛川	2.20	神 楽	右 岸	1.20	基礎地盤漏水	開発局				
113	美瑛川	6.40	雨 紛	左 岸	0.20	旧 川 跡	開発局			113	美瑛川	8.00	西 神 楽	右 岸	0.40	基礎地盤漏水	開発局				
114	美瑛川	13.00	共 有 地	左 岸	0.60	旧 川 跡	開発局			114	美瑛川	2.40	雨 紛	左 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局				
115	美瑛川	15.00	共 有 地	左 岸	0.80	旧 川 跡	開発局			115	美瑛川	3.00	雨 紛	左 岸	1.00	水衝・洗掘	開発局				
116	美瑛川	1.20	神 楽	右 岸	0.60	旧 川 跡	開発局			116	美瑛川	6.60	雨 紛	左 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局				
117	美瑛川	2.60	神 楽	右 岸	1.00	旧 川 跡	開発局			117	美瑛川	1.40	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局				
118	美瑛川	3.80	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開発局			118	美瑛川	3.20	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局				
119	美瑛川	4.20	神 楽	右 岸	0.40	旧 川 跡	開発局			119	美瑛川	3.60	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局				
120	美瑛川	5.20	神 楽	右 岸	0.40	旧 川 跡	開発局			120	美瑛川	3.80	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局				
121	美瑛川	5.80	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開発局			121	美瑛川	4.20	神 楽	右 岸	0.40	水衝・洗掘	開発局				
122	美瑛川	6.40	神 楽	右 岸	0.80	旧 川 跡	開発局			122	美瑛川	6.40	神 楽	右 岸	0.20	水衝・洗掘	開発局				
123	美瑛川	7.40	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開発局			123	美瑛川	1.00	雨 紛	左 岸	0.80	旧 川 跡	開発局				
124	美瑛川	7.60	西 神 楽	右 岸	1.00	旧 川 跡	開発局			124	美瑛川	2.20	雨 紛	左 岸	1.20	旧 川 跡	開発局				
125	美瑛川	8.80	西 神 楽	右 岸	3.40	旧 川 跡	開発局			125	美瑛川	3.60	雨 紛	左 岸	0.60	旧 川 跡	開発局				
126	美瑛川	12.40	西 神 楽	右 岸	1.20	旧 川 跡	開発局			126	美瑛川	4.80	雨 紛	左 岸	1.20	旧 川 跡	開発局				
127	美瑛川	16.00	共 有 地	左 岸	0.40	重点区間	開発局			127	美瑛川	6.40	雨 紛	左 岸	0.20	旧 川 跡	開発局				
128	美瑛川	8.40	西 神 楽	右 岸	0.40	重点区間	開発局			128	美瑛川	13.00	共 有 地	左 岸	0.60	旧 川 跡	開発局				
129	美瑛川	10.40	西 神 楽	右 岸	0.20	重点区間	開発局			129	美瑛川	15.00	共 有 地	左 岸	0.80	旧 川 跡	開発局				
130	美瑛川	16.20	共 有 地	左 岸	—	重点箇所	開発局			130	美瑛川	1.20	神 楽	右 岸	0.60	旧 川 跡	開発局				
131	美瑛川	8.60	西 神 楽	右 岸	—	重点箇所	開発局			131	美瑛川	2.60	神 楽	右 岸	1.00	旧 川 跡	開発局				
132	辺 別 川	0.60	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.40	越水・溢水	開発局			132	美瑛川	3.80	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開発局				
133	辺 別 川	2.00	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.20	越水・溢水	開発局			133	美瑛川	4.20	神 楽	右 岸	0.40	旧 川 跡	開発局				
134	辺 別 川	6.80	辺 別 川 右 岸	右 岸	1.00	越水・溢水	開発局			134	美瑛川	5.20	神 楽	右 岸	0.40	旧 川 跡	開発局				
135	辺 別 川	7.80	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.20	越水・溢水	開発局			135	美瑛川	5.80	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開発局				

水防計画新旧対照表

新										旧										備考欄	
重要水防箇所										重要水防箇所											
No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者				No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者					
136	辺別川	8.00 ~ 8.40	辺別川右岸	右岸 0.40	越水・溢水	開発局				136	美瑛川	6.40 ~ 7.20	神楽	右岸 0.80	旧川跡	開発局					
137	辺別川	8.60 ~ 9.00	辺別川右岸	右岸 0.40	越水・溢水	開発局				137	美瑛川	7.40 ~ 7.60	神楽	右岸 0.20	旧川跡	開発局					
138	辺別川	2.00 ~ 2.80	辺別川右岸	右岸 0.80	堤体漏水	開発局				138	美瑛川	7.60 ~ 8.60	西神楽	右岸 1.00	旧川跡	開発局					
139	辺別川	1.18	旭橋	— —	工作物	開発局				139	美瑛川	8.80 ~ 12.20	西神楽	右岸 3.40	旧川跡	開発局					
140	辺別川	5.37	旭岡橋	— —	工作物	旭川市				140	美瑛川	12.40 ~ 13.60	西神楽	右岸 1.20	旧川跡	開発局					
141	辺別川	7.47	千代ヶ岡橋	— —	工作物	旭川市				141	美瑛川	16.20	共有地	左岸 —	重点区間	開発局					
142	辺別川	1.00 ~ 2.20	辺別川右岸	右岸 1.20	旧川跡	開発局				142	美瑛川	8.60	西神楽	右岸 —	重点区間	開発局					
143	辺別川	2.40 ~ 2.80	辺別川右岸	右岸 0.40	旧川跡	開発局				143	辺別川	0.60 ~ 0.80	辺別川右岸	右岸 0.20	越水・溢水	開発局					
144	辺別川	3.00 ~ 3.20	辺別川右岸	右岸 0.20	旧川跡	開発局				144	辺別川	7.20 ~ 8.00	辺別川右岸	右岸 0.80	越水・溢水	開発局					
145	辺別川	3.40 ~ 3.60	辺別川右岸	右岸 0.20	旧川跡	開発局				145	辺別川	8.20 ~ 8.40	辺別川右岸	右岸 0.20	越水・溢水	開発局					
146	辺別川	3.80 ~ 5.20	辺別川右岸	右岸 1.40	旧川跡	開発局				146	辺別川	8.60 ~ 9.00	辺別川右岸	右岸 0.40	越水・溢水	開発局					
147	辺別川	5.60 ~ 7.40	辺別川右岸	右岸 1.80	旧川跡	開発局				147	辺別川	2.00 ~ 2.80	辺別川右岸	右岸 0.80	堤体漏水	開発局					
148	辺別川	7.80 ~ 9.80	辺別川右岸	右岸 2.00	旧川跡	開発局				148	辺別川	6.40 ~ 6.60	辺別川右岸	右岸 0.20	水衝・洗掘	開発局					
149	辺別川	4.2 ~ 4.60	辺別川右岸	右岸 0.40	重点区間	開発局				149	辺別川	1.18	旭橋	— —	工作物	開発局					
150	辺別川	4.4	辺別川右岸	右岸 —	重点箇所	開発局				150	辺別川	5.37	旭岡橋	— —	工作物	美瑛町					
151	牛朱別川	3.4 ~ 3.60	豊岡	左岸 0.20	越水・溢水	開発局				151	辺別川	7.47	千代ヶ岡橋	— —	工作物	美瑛町					
152	牛朱別川	3.80 ~ 6.00	豊岡	左岸 2.20	越水・溢水	開発局				152	辺別川	1.00 ~ 2.80	辺別川右岸	右岸 1.80	旧川跡	開発局					
153	牛朱別川	6.00 ~ 7.00	東旭川	左岸 1.00	越水・溢水	開発局				153	辺別川	3.00 ~ 3.20	辺別川右岸	右岸 0.20	旧川跡	開発局					
154	牛朱別川	7.60 ~ 8.60	東旭川	左岸 1.00	越水・溢水	開発局				154	辺別川	3.40 ~ 3.60	辺別川右岸	右岸 0.20	旧川跡	開発局					
155	牛朱別川	8.80 ~ 9.80	東旭川	左岸 1.00	越水・溢水	開発局				155	辺別川	3.80 ~ 5.20	辺別川右岸	右岸 1.40	旧川跡	開発局					
156	牛朱別川	13.60 ~ 14.20	桜岡左岸	左岸 0.60	越水・溢水	開発局				156	辺別川	5.60 ~ 7.40	辺別川右岸	右岸 1.80	旧川跡	開発局					
157	牛朱別川	3.40 ~ 6.00	新星	右岸 2.60	越水・溢水	開発局				157	辺別川	7.80 ~ 9.80	辺別川右岸	右岸 2.00	旧川跡	開発局					
158	牛朱別川	6.00 ~ 7.00	東永山	右岸 1.00	越水・溢水	開発局				158	辺別川	4.40	辺別川右岸	右岸 —	重点区間	開発局					
159	牛朱別川	7.60 ~ 9.20	東永山	右岸 1.60	越水・溢水	開発局				159	牛朱別川	3.20 ~ 5.80	豊岡	左岸 2.60	越水・溢水	開発局					
160	牛朱別川	9.40 ~ 9.80	東永山	右岸 0.40	越水・溢水	開発局				160	牛朱別川	5.80 ~ 6.00	豊岡	左岸 0.20	越水・溢水	開発局					
161	牛朱別川	12.60 ~ 13.60	桜岡右岸	右岸 1.00	越水・溢水	開発局				161	牛朱別川	6.00 ~ 7.00	東旭川	左岸 1.00	越水・溢水	開発局					
162	牛朱別川	6.80 ~ 7.60	東旭川	左岸 0.80	堤体漏水	開発局				162	牛朱別川	7.60 ~ 8.60	東旭川	左岸 1.00	越水・溢水	開発局					
163	牛朱別川	12.40 ~ 12.60	—	左岸 0.20	堤体漏水	開発局				163	牛朱別川	8.80 ~ 9.80	東旭川	左岸 1.00	越水・溢水	開発局					
164	牛朱別川	8.60 ~ 9.80	東永山	右岸 1.20	基礎地盤漏水	開発局				164	牛朱別川	13.60 ~ 14.20	桜岡左岸	左岸 0.60	越水・溢水	開発局					
165	牛朱別川	2.02	境橋	— —	工作物	開発局				165	牛朱別川	3.20 ~ 5.40	新星	右岸 2.20	越水・溢水	開発局					
166	牛朱別川	4.65	豊永橋	— —	工作物	北海道				166	牛朱別川	5.40 ~ 6.00	新星	右岸 0.60	越水・溢水	開発局					
167	牛朱別川	5.28	第二牛朱別川橋梁	— —	工作物	JR北海道				167	牛朱別川	6.00 ~ 7.00	東永山	右岸 1.00	越水・溢水	開発局					
168	牛朱別川	5.82	功橋	— —	工作物	開発局				168	牛朱別川	7.60 ~ 9.20	東永山	右岸 1.60	越水・溢水	開発局					
169	牛朱別川	0.80 ~ 1.00	永隆左岸	左岸 0.20	旧川跡	開発局				169	牛朱別川	9.40 ~ 9.80	東永山	右岸 0.40	越水・溢水	開発局					
170	牛朱別川	4.00 ~ 4.20	豊岡	左岸 0.20	旧川跡	開発局				170	牛朱別川	12.60 ~ 14.20	桜岡右岸	右岸 1.60	越水・溢水	開発局					
171	牛朱別川	7.00 ~ 7.60	東旭川	左岸 0.60	旧川跡	開発局				171	牛朱別川	1.20 ~ 1.60	永隆左岸	左岸 0.40	堤体漏水	開発局					
172	牛朱別川	8.20 ~ 8.80	東旭川	左岸 0.60	旧川跡	開発局				172	牛朱別川	1.20 ~ 2.20	永隆右岸	右岸 1.00	堤体漏水	開発局					
173	牛朱別川	9.40 ~ 9.60	東旭川	左岸 0.20	旧川跡	開発局				173	牛朱別川	12.40 ~ 12.60	桜岡右岸	右岸 0.20	堤体漏水	開発局					
174	牛朱別川	13.00 ~ 13.40	—	左岸 0.40	旧川跡	開発局				174	牛朱別川	12.80 ~ 13.00	桜岡右岸	右岸 0.20	堤体漏水	開発局					
175	牛朱別川	0.80 ~ 1.60	永隆右岸	右岸 0.80	旧川跡	開発局				175	牛朱別川	1.00 ~ 1.60	永隆左岸	左岸 0.60	基礎地盤漏水	開発局					
176	牛朱別川	4.20 ~ 4.60	新星	右岸 0.40	旧川跡	開発局				176	牛朱別川	0.40 ~ 1.00	永隆右岸	右岸 0.60	基礎地盤漏水	開発局					
177	牛朱別川	5.00 ~ 5.20	新星	右岸 0.20	旧川跡	開発局				177	牛朱別川	1.20 ~ 2.20	永隆右岸	右岸 1.00	基礎地盤漏水	開発局					
178	牛朱別川	5.40 ~ 5.60	新星	右岸 0.20	旧川跡	開発局				178	牛朱別川	8.60 ~ 9.80	東永山	右岸 1.20	基礎地盤漏水	開発局					
179	牛朱別川	6.40 ~ 6.60	東永山	右岸 0.20	旧川跡	開発局				179	牛朱別川	2.02	境橋	— —	工作物	開発局					
180	牛朱別川	7.60 ~ 8.00	東永山	右岸 0.40	旧川跡	開発局				180	牛朱別川	4.65	豊永橋	— —	工作物	北海道					

水防計画新旧対照表

新										旧										備考欄					
重要水防箇所												重要水防箇所													
No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者						No.	河川名	流心距離	地区名	延長km	災害要因	管理者							
181	牛朱別川	9.20 ~ 9.60	東永山	右岸 0.40	旧川跡	開発局						181	牛朱別川	5.28	第二牛朱別川橋梁	-	-	工作物	JR北海道						
182	牛朱別川	11.4 ~ 11.80	桜岡右岸	右岸 0.40	旧川跡	開発局						182	牛朱別川	5.82	功橋	-	-	工作物	旭川市						
183	牛朱別川	3.40 ~ 3.80	豊岡	左岸 0.40	重点区間	開発局						183	牛朱別川	0.80 ~ 1.00	永隆左岸	左岸 0.20	旧川跡	開発局							
184	牛朱別川	6.60 ~ 7.00	東旭川	左岸 0.40	重点区間	開発局						184	牛朱別川	4.00 ~ 4.20	豊岡	左岸 0.20	旧川跡	開発局							
185	牛朱別川	3.40 ~ 3.80	新星	右岸 0.40	重点区間	開発局						185	牛朱別川	7.00 ~ 7.60	東旭川	左岸 0.60	旧川跡	開発局							
186	牛朱別川	9.00 ~ 9.20	東永山	右岸 0.20	重点区間	開発局						186	牛朱別川	8.20 ~ 8.80	東旭川	左岸 0.60	旧川跡	開発局							
187	牛朱別川	9.40 ~ 9.80	東永山	右岸 0.40	重点区間	開発局						187	牛朱別川	9.40 ~ 9.60	東旭川	左岸 0.20	旧川跡	開発局							
188	牛朱別川	3.60	豊岡	左岸 -	重点箇所	開発局						188	牛朱別川	9.80 ~ 10.20	東旭川	左岸 0.40	旧川跡	開発局							
189	牛朱別川	6.80	東旭川	左岸 -	重点箇所	開発局						189	牛朱別川	0.80 ~ 1.60	永隆右岸	右岸 0.80	旧川跡	開発局							
190	牛朱別川	3.60	新星	右岸 -	重点箇所	開発局						190	牛朱別川	4.20 ~ 4.60	新星	右岸 0.40	旧川跡	開発局							
191	永山新川	5.40 ~ 5.60	永山新川左岸	左岸 0.20	越水・溢水	開発局						191	牛朱別川	5.00 ~ 5.20	新星	右岸 0.20	旧川跡	開発局							
192	永山新川	5.40 ~ 5.60	永山新川右岸	右岸 0.20	越水・溢水	開発局						192	牛朱別川	5.40 ~ 5.60	新星	右岸 0.20	旧川跡	開発局							
193	オホーツナイ川	1.20 ~ 1.60	近文オホーツナイ	左岸 0.40	旧川跡	開発局						193	牛朱別川	6.40 ~ 6.60	東永山	右岸 0.20	旧川跡	開発局							
194	オホーツナイ川	1.20 ~ 1.40	近文オホーツナイ	右岸 0.20	旧川跡	開発局						194	牛朱別川	7.60 ~ 8.00	東永山	右岸 0.40	旧川跡	開発局							
195	西8号川	0.20 ~ 0.40	-	左岸 0.20	旧川跡	開発局						195	牛朱別川	9.20 ~ 9.60	東永山	右岸 0.40	旧川跡	開発局							
196	西8号川	0.20 ~ 0.40	-	右岸 0.20	旧川跡	開発局						196	牛朱別川	11.40 ~ 11.80	桜岡右岸	右岸 0.40	旧川跡	開発局							
														197	牛朱別川	3.60	豊岡	左岸 -	重点区間	開発局					
														198	牛朱別川	6.80	東旭川	左岸 -	重点区間	開発局					
														199	牛朱別川	3.60	新星	右岸 -	重点区間	開発局					
														200	牛朱別川	8.80 ~ 9.20	東永山	右岸 0.40	重点区間	開発局					
														201	牛朱別川	9.40 ~ 9.80	東永山	右岸 0.40	重点区間	開発局					
														202	オホーツナイ川	1.20 ~ 1.60	近文オホーツナイ	左岸 0.40	旧川跡	開発局					
														203	オホーツナイ川	1.20 ~ 1.40	近文オホーツナイ	右岸 0.20	旧川跡	開発局					
														204	西8号川	0.20 ~ 0.40	-	左岸 0.20	旧川跡	開発局					
														205	西8号川	0.20 ~ 0.40	-	右岸 0.20	旧川跡	開発局					

水防計画新旧対照表

新												旧												備考欄	
別表 5												別表 5												新しい防災気象情報開始に伴う氾濫発生水位の追加	
水位観測所												水位観測所													
所 轄	観測所名	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位(m)																			
						水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	計画高	氾濫発生														
北海道開発局	納内	石狩川	石狩川	深川市納内町 8 区の 1 (納内橋)	札幌開発建設部長	57.50	58.90	59.20	60.10	61.75	61.40														
"	伊納	"	"	江丹別町字伊納 (伊納大橋下流)	旭川開発建設部長	90.80	92.20	93.90	94.90	96.39	96.40														
"	旭橋	"	"	常盤通3丁目 (①永山橋下流②永山橋上流)	"	105.70	106.40	①106.90 ②109.00	①107.70 ②109.40	109.05	①108.90 ②110.70														
"	永山	"	"	永山町8丁目 (永山橋)	"	126.30	127.20	設定なし	設定なし	130.81	設定なし														
"	大正橋	"	忠別川	南8条23丁目地先大正橋 (大正橋下流)	"	119.50	120.40	設定なし	設定なし	123.02	設定なし														
"	曉橋	"	"	東神楽町19号南3東橋 (東橋下流)	"	209.50	210.20	210.50	211.00	212.94	211.80														
"	西神楽	"	美瑛川	西神楽 (新開橋下流)	"	136.90	137.80	139.20	139.90	141.12	140.60														
"	西一区	"	"	美瑛町西一区地先 (四季の橋下流)	"	232.10	232.90	233.50	233.70	235.94	234.10														
"	1 8 号	"	辺別川	西神楽18号地先 (旭橋下流)	"	150.90	151.50	152.00	152.40	153.21	152.90														
"	中央橋	"	牛朱別川	東4条1丁目中央橋 (中央橋下流)	"	109.00	109.80	110.10	110.30	111.38	111.60														
"	旭永橋	"	"	永山町7丁目3番線 (旭永橋下流)	"	124.20	124.90	設定なし	設定なし	127.90	設定なし														
"	鹿島橋	"	"	東旭川町桜岡鹿島橋 (鹿島橋下流)	"	136.40	137.20	137.50	138.40	138.83	140.30														
"	北永	"	永山新川	永山町13丁目 (第三北永橋下流)	"	135.00	135.30	136.10	137.10	137.18	139.40														
"	鷹栖橋	"	オサラッペ川	鷹栖町北野 (鷹栖橋下流)	"	105.30	105.70	106.00	106.40	106.72	107.00														
旭川建設管理部	嵐山	石狩川	江丹別川	江丹別町嵐山113-2 (嵐山橋)	旭川建設管理部長	98.06	99.07	99.87	100.20	100.39	設定なし														
"	萬代橋	"	江丹別川	江丹別町芳野383-2 (萬代橋)	"	132.03	133.04	133.21	133.64	134.14	設定なし														
"	ウツバツ川	"	ウツバツ川	緑町21丁目2740-1 (近緑橋)	"	99.39	100.26	設定なし	101.23	101.23	設定なし														
"	ペーバン川	"	ペーバン川	東旭川町倉沼159 (観月橋)	"	137.96	138.87	139.08	139.82	140.17	設定なし														
"	倉沼川	"	倉沼川	東旭川町倉沼1260-1 (さかい橋)	"	166.93	167.60	167.70	168.36	168.36	設定なし														
"	ボン川	"	ボン川	東神楽町字東神楽39番地 (紅葉橋)	"	136.41	136.83	136.92	137.93	137.93	設定なし														
"	当麻川	"	当麻川	当麻町1609番98 (2丁目橋)	"	157.57	157.99	158.26	158.46	設定なし	設定なし														
"	生朱別川	"	生朱別川	当麻町867-4地先 (共和橋)	"	142.40	142.74	142.84	143.21	144.41	設定なし														
"	比布川	"	比布川	比布町863番1 (共和橋)	"	159.59	160.28	160.34	161.60	161.60	設定なし														
"	伊野川	"	伊野川	神居町富沢127番1 (伊野川橋)	"	124.80	125.50	設定なし	126.29	126.29	設定なし														
"	内大部川	"	内大部川	神居町西岡215番16 (浜栗橋)	"	96.17	96.80	設定なし	97.34	97.34	設定なし														
"	ヨシカシュッペ川	"	ヨシカシュッペ川	鷹栖町2518番1 (有明橋)	"	115.15	115.80	設定なし	116.51	116.51	設定なし														
"	愛宕新川	"	愛宕新川	東旭川町下兵村116番1 (どんぐり川水管橋)	"	133.37	134.05	設定なし	134.96	134.96	設定なし														
"	辺別川	"	辺別川	美瑛町字朗根内 (幸橋)	"	293.67	294.73	設定なし	295.93	295.93	設定なし														
※水防団待機水位：水防団が待機する水位 ※氾濫注意水位：増水時に災害が起こるおそれがある水位 ※避難判断水位：住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位 ※氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位 ※計画高水位：堤防などを作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位 ※氾濫発生水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位												※水防団待機水位：水防団が待機する水位 ※氾濫注意水位：増水時に災害が起こるおそれがある水位 ※避難判断水位：住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位 ※氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位 ※計画高水位：堤防などを作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位													

水防計画新旧対照表

新							旧							備考欄			
別表 6 危機管理型水位計							別表 6 危機管理型水位計							基準水位等の修正			
所 轄	名 称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位 (m)		所 轄	名 称	水系	河川名	位 置	管理者			基準水位 (m)	
						※堤防天端から 水面までの高さ	観測開始 危険水位									※堤防天端から 水面までの高さ	観測開始 危険水位
北海道 開発局	石狩川KP149. 0R	石狩川	石狩川	旭川市春日地先	旭川開発 建設部長	-5. 83	-2. 13	北海道 開発局	石狩川KP149. 0R	石狩川	石狩川	旭川市春日地先	旭川開発 建設部長	-5. 93	-2. 13		
"	石狩川KP150. 8R	"	石狩川	旭川市嵐山地先	"	-5. 98	-2. 37	"	石狩川KP150. 8R	"	石狩川	旭川市嵐山地先	"	-5. 98	-2. 37		
"	石狩川KP153. 6L	"	石狩川	旭川市忠和地先	"	-2. 52	-1. 71	"	石狩川KP153. 6L	"	石狩川	旭川市忠和地先	"	-2. 52	-1. 71		
"	石狩川KP155. 2L	"	石狩川	旭川市常盤地先	"	-5. 02	-2. 09	"	石狩川KP155. 2L	"	石狩川	旭川市常盤地先	"	-5. 02	-2. 09		
"	石狩川KP157. 8L	"	石狩川	旭川市金星地先	"	-4. 37	-1. 85	"	石狩川KP157. 8L	"	石狩川	旭川市金星地先	"	-4. 37	-1. 85		
"	石狩川KP161. 8R	"	石狩川	旭川市花咲地先	"	-5. 31	-1. 87	"	石狩川KP161. 8R	"	石狩川	旭川市花咲地先	"	-5. 31	-1. 87		
"	石狩川KP168. 8L	"	石狩川	当麻町当麻地先	"	-2. 96	-2. 28	"	石狩川KP168. 8L	"	石狩川	当麻町当麻地先	"	-2. 96	-2. 28		
"	石狩川KP181. 2R	"	石狩川	愛別町南町地先	"	-7. 12	-3. 15	"	石狩川KP181. 2R	"	石狩川	愛別町南町地先	"	-7. 12	-3. 15		
"	石狩川KP186. 4R	"	石狩川	愛別町中愛別地先	"	-2. 70	-1. 86	"	石狩川KP186. 4R	"	石狩川	愛別町中愛別地先	"	-2. 70	-1. 86		
"	石狩川KP190. 4L	"	石狩川	愛別町中央地先	"	-3. 72	-1. 41	"	石狩川KP190. 4L	"	石狩川	愛別町中央地先	"	-3. 72	-1. 41		
"	石狩川KP191. 0R	"	石狩川	愛別町中央地先	"	-1. 95	-1. 23	"	石狩川KP191. 0R	"	石狩川	愛別町中央地先	"	-1. 95	-1. 23		
"	石狩川KP193. 4L	"	石狩川	愛別町愛山地先	"	-2. 70	-2. 58	"	石狩川KP193. 4L	"	石狩川	愛別町愛山地先	"	-2. 70	-2. 58		
"	石狩川KP195. 6L	"	石狩川	上川町東雲地先	"	-4. 98	-1. 88	"	石狩川KP195. 6L	"	石狩川	上川町東雲地先	"	-4. 98	-1. 88		
"	石狩川KP197. 2R	"	石狩川	上川町越路地先	"	-1. 08	-0. 31	"	石狩川KP197. 2R	"	石狩川	上川町越路地先	"	-1. 08	-0. 31		
"	石狩川KP201. 6L	"	石狩川	上川町上川地先	"	-5. 56	-5. 29	"	石狩川KP201. 6L	"	石狩川	上川町上川地先	"	-5. 56	-5. 29		
"	忠別川KP1. 2L	"	忠別川	旭川市神居地先	"	-3. 75	-2. 24	"	忠別川KP1. 2L	"	忠別川	旭川市神居地先	"	-3. 75	-2. 24		
"	忠別川KP4. 0L	"	忠別川	旭川市神楽地先	"	-3. 66	-1. 91	"	忠別川KP4. 0L	"	忠別川	旭川市神楽地先	"	-5. 51	-3. 76		
"	忠別川KP4. 2L	"	忠別川	旭川市神楽地先	"	-2. 51	-1. 99	"	忠別川KP4. 2L	"	忠別川	旭川市神楽地先	"	-2. 51	-1. 99		
"	忠別川KP5. 2L	"	忠別川	旭川市神楽地先	"	-2. 18	-1. 36	"	忠別川KP5. 2L	"	忠別川	旭川市神楽地先	"	-2. 18	-1. 36		
"	忠別川KP15. 2L	"	忠別川	東神楽町 1 4 号地先	"	-4. 26	-2. 21	"	忠別川KP15. 2L	"	忠別川	東神楽町 1 4 号地先	"	-4. 26	-2. 21		
"	忠別川KP21. 6R	"	忠別川	東神楽町東川地先	"	-2. 98	-1. 78	"	忠別川KP21. 6R	"	忠別川	東神楽町東川地先	"	-2. 98	-1. 78		
"	忠別川KP26. 4L	"	忠別川	上川郡東神楽町志比内地先	"	-2. 83	-2. 13	"	忠別川KP26. 4L	"	忠別川	上川郡東神楽町志比内地先	"	-2. 83	-2. 13		

水防計画新旧対照表

新							旧							備考欄
所 轄	名称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位(m) ※堤防天端から 水面までの高さ 観測開始 危険水位	所 轄	名称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位(m) ※堤防天端から 水面までの高さ 観測開始 危険水位	
"	美瑛川KP6. 8L	"	美瑛川	旭川市神居町雨舂地先	"	-2. 51 -1. 72	"	美瑛川KP6. 8L	"	美瑛川	旭川市神居町雨舂地先	"	-2. 51 -1. 72	
"	美瑛川KP11. 4R	"	美瑛川	旭川市西神楽地先	"	-3. 96 -2. 05	"	美瑛川KP11. 4R	"	美瑛川	旭川市西神楽地先	"	-3. 96 -2. 05	
"	美瑛川KP14. 4R	"	美瑛川	上川郡美瑛町字旭地先	"	-3. 60 -1. 92	"	美瑛川KP14. 4R	"	美瑛川	上川郡美瑛町字旭地先	"	-3. 60 -1. 92	
"	美瑛川KP21. 0L	"	美瑛川	上川郡美瑛町旭地先	"	-0. 98 -0. 23	"	美瑛川KP21. 0L	"	美瑛川	上川郡美瑛町旭地先	"	-0. 98 -0. 23	
"	美瑛川KP33. 8L	"	美瑛川	上川郡美瑛町南町地先	"	-2. 28 -0. 16	"	美瑛川KP17. 0L	"	美瑛川	旭川市西神楽地先	"	-2. 68 -2. 67	
"	美瑛川KP42. 0R	"	美瑛川	上川郡美瑛町美沢地先	"	-0. 63 -0. 14	"	美瑛川KP23. 0R	"	美瑛川	上川郡美瑛町美田地先	"	-2. 69 -0. 61	
"	辺別川KP0. 6L	"	辺別川	美瑛町辺別川左岸地先	"	-2. 85 -1. 40	"	美瑛川KP40. 0L	"	美瑛川	上川郡美瑛町美沢地先	"	-7. 26 -0. 45	
"	辺別川KP7. 6R	"	辺別川	旭川市辺別川右岸地先	"	-3. 02 1. 38	"	美瑛川KP43. 6L	"	美瑛川	上川郡美瑛町美沢左岸地先	"	-2. 06 -0. 62	
"	辺別川KP8. 8L	"	辺別川	旭川市西神楽一線地先	"	-2. 86 -0. 35	"	辺別川KP0. 6L	"	辺別川	美瑛町辺別川左岸地先	"	-2. 85 -1. 40	
"	牛朱別川KP3. 6L	"	牛朱別川	旭川市豊岡地先	"	-3. 98 -1. 65	"	辺別川KP7. 6R	"	辺別川	旭川市辺別川右岸地先	"	-3. 02 1. 38	
"	牛朱別川KP5. 4R	"	牛朱別川	旭川市永山町三丁目地先	"	-3. 26 -1. 65	"	辺別川KP8. 8L	"	辺別川	旭川市西神楽一線地先	"	-2. 86 -0. 35	
"	牛朱別川KP6. 0R	"	牛朱別川	旭川市東旭川	"	-2. 05 -1. 65	"	牛朱別川KP3. 6L	"	牛朱別川	旭川市豊岡地先	"	-3. 98 -1. 65	
"	オサラッペ川KP4. 4L	"	オサラッペ川	鷹栖町オサラッペ左岸地先	"	-3. 62 -1. 37	"	牛朱別川KP5. 4R	"	牛朱別川	旭川市永山町三丁目地先	"	-3. 26 -1. 65	
"	オサラッペ川KP9. 0L	"	オサラッペ川	鷹栖町1 4 線地先	"	-2. 24 -1. 07	"	牛朱別川KP6. 0R	"	牛朱別川	旭川市東旭川	"	-2. 05 -1. 65	
"	オサラッペ川KP11. 4R	"	オサラッペ川	鷹栖町1 6 線地先	"	-2. 40 -0. 51	"	オサラッペ川KP4. 4L	"	オサラッペ川	鷹栖町オサラッペ左岸地先	"	-3. 62 -1. 37	
旭川建設 管理部	清水橋	石狩川	西里川	旭川市江丹別町中央	旭川建設 管理部長	-1. 99 -0. 60	"	オサラッペ川KP9. 0L	"	オサラッペ川	鷹栖町1 4 線地先	"	-2. 24 -1. 07	
"	拓北橋	"	拓北川	旭川市江丹別町拓北	"	-2. 00 -0. 62	"	オサラッペ川KP11. 4R	"	オサラッペ川	鷹栖町1 6 線地先	"	-2. 64 -0. 51	
"	栄光橋	"	神居川	旭川市忠和5条4丁目	"	-1. 52 -0. 60	旭川建設 管理部	清水橋	石狩川	西里川	旭川市江丹別町中央	旭川建設 管理部長	-1. 99 -0. 60	
"	新生橋	"	ウッペツ川	旭川市近文24丁目	"	-4. 41 -2. 34	"	拓北橋	"	拓北川	旭川市江丹別町拓北	"	-2. 00 -0. 62	
"	南2号橋	"	オホーツナイ川	旭川市緑町14丁目通	"	-1. 25 -0. 60	"	栄光橋	"	神居川	旭川市忠和5条4丁目	"	-1. 52 -0. 60	
							"	新生橋	"	ウッペツ川	旭川市近文24丁目	"	-4. 41 -2. 34	
							"	南2号橋	"	オホーツナイ川	旭川市緑町14丁目通	"	-1. 47 -0. 60	

水防計画新旧対照表

新							旧							備考欄
所 轄	名 称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位 (m)								
						※堤防天端から 水面までの高さ	観測開始 危険水位							
〃	南校橋	〃	南校川	旭川市神楽6条11丁目	〃	-3.90	-0.60							
〃	黎明橋	〃	五号川	旭川市西御料3条2丁目	〃	-1.75	-0.60							
〃	錦橋	〃	雨紛川	旭川市神居町上雨紛	〃	-2.28	-0.60							
〃	新八号橋	〃	西八号川	旭川市西神楽2線8号	〃	-1.60	-0.60							
〃	神楽第83号橋	〃	十五号川	旭川市西神楽1線15号	〃	-1.83	-0.60							
〃	千寿橋	〃	千代ヶ岡川	旭川市西神楽2線24号	〃	-1.81	-0.60							
〃	千風林橋	〃	アイヌ川	旭川市東光21条9丁目	〃	-1.78	-0.60							
〃	亀吉橋	〃	栄川	旭川市亀吉3条2丁目	〃	-3.02	-1.39							
〃	ふれあい橋	〃	近文オホーツナイ川	旭川市近文町11丁目	〃	-2.31	-0.60							
〃	朝日歩道橋	〃	基北川	旭川市9条通20丁目	〃	-1.38	-0.60							
〃	永山第3号	〃	永山2号川	旭川市永山6条3丁目	〃	-2.24	-0.60							
〃	豊岡サンビレッジ橋	〃	ボンウシベツ川	旭川市豊岡3条10丁目	〃	-1.27	-0.60							
〃	二乃和橋	〃	ボンウシベツ川 分水路	旭川市東旭川町下兵村	〃	-1.93	-0.60							
〃	新生橋	〃	難波田川	旭川市豊岡8条11丁目	〃	-1.98	-0.60							
〃	難波田二乃橋	〃	難波田川 分水路	旭川市東旭川町下兵村	〃	-1.92	-0.60							
〃	喜楽橋	〃	ペーバン川	旭川市東旭川町瑞穂	〃	-1.65	-0.60							
〃	東光サンビレッジ橋	〃	小股川	旭川市東旭川町共栄	〃	-1.16	-0.60							
〃	永寿橋	〃	永山3号川	旭川市永山町6丁目	〃	-1.71	-0.60							
〃	ツインハーブ側道橋	〃	東光川	旭川市東光18条5丁目	〃	-1.60	-0.60							
〃	境橋	〃	神水川	上川郡当麻町中央2区	〃	-0.92	-0.60							

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計で水位が上昇したときに観測を開始するものである。
※基準水位は堤防天端から水面までの高さで記している。

所 轄	名 称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位 (m)	
						※堤防天端から 水面までの高さ	観測開始 危険水位
〃	南校橋	〃	南校川	旭川市神楽6条11丁目	〃	-3.90	-0.60
〃	黎明橋	〃	五号川	旭川市西御料3条2丁目	〃	-1.75	-0.60
〃	錦橋	〃	雨紛川	旭川市神居町上雨紛	〃	-2.28	-0.60
〃	新八号橋	〃	西八号川	旭川市西神楽2線8号	〃	-1.60	-0.60
〃	神楽第83号橋	〃	十五号川	旭川市西神楽1線15号	〃	-1.83	-0.60
〃	千寿橋	〃	千代ヶ岡川	旭川市西神楽2線24号	〃	-1.81	-0.60
〃	千風林橋	〃	アイヌ川	旭川市東光21条9丁目	〃	-1.78	-0.60
〃	亀吉橋	〃	栄川	旭川市亀吉3条2丁目	〃	-3.02	-1.39
〃	ふれあい橋	〃	近文オホーツナイ川	旭川市近文町11丁目	〃	-2.00	-0.60
〃	朝日歩道橋	〃	基北川	旭川市9条通20丁目	〃	-1.38	-0.60
〃	永山第3号	〃	永山2号川	旭川市永山6条3丁目	〃	-2.24	-0.60
〃	豊岡サンビレッジ橋	〃	ボンウシベツ川	旭川市豊岡3条10丁目	〃	-1.27	-0.60
〃	二乃和橋	〃	ボンウシベツ川 分水路	旭川市東旭川町下兵村	〃	-1.93	-0.60
〃	新生橋	〃	難波田川	旭川市豊岡8条11丁目	〃	-1.98	-0.60
〃	難波田二乃橋	〃	難波田川 分水路	旭川市東旭川町下兵村	〃	-1.92	-0.60
〃	喜楽橋	〃	ペーバン川	旭川市東旭川町瑞穂	〃	-1.91	-0.75
〃	東光サンビレッジ橋	〃	小股川	旭川市東旭川町共栄	〃	-1.16	-0.60
〃	永寿橋	〃	永山3号川	旭川市永山町6丁目	〃	-1.61	-0.60
〃	ツインハーブ側道橋	〃	東光川	旭川市東光18条5丁目	〃	-1.60	-0.60
〃	境橋	〃	神水川	上川郡当麻町中央2区	〃	-0.92	-0.60

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計で水位が上昇したときに観測を開始するものである。
※基準水位は堤防天端から水面までの高さで記している。

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計で水位が上昇したときに観測を開始するものである。

※基準水位は堤防天端から水面までの高さで記している。

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計で水位が上昇したときに観測を開始するものである。

※基準水位は堤防天端から水面までの高さで記している。

水防計画新旧対照表

新						旧						備考欄
(略)						(略)						河川名等の修正
別表 1 0 水門の設置場所						別表 1 0 水門の設置場所						
番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	
22	〃	〃	東鷹栖十四号樋門	鷹栖築堤 KP165.5	〃	22	〃	〃	東鷹栖十四号樋門	鷹栖築堤 KP165.5	〃	
23	<u>〃</u>	左岸	神居第三ひ門	神居第2築堤 KP154.7	〃	23	忠別川	左岸	神居第三ひ門	神居第2築堤 KP0.6	〃	
24	〃	〃	参宮樋門	参宮築堤 KP2.4	〃	24	〃	〃	参宮樋門	参宮築堤 KP2.4	〃	
25	〃	〃	神楽樋門	参宮築堤 KP3.3	〃	25	〃	〃	神楽樋門	参宮築堤 KP3.3	〃	
26	〃	〃	神楽岡樋門	参宮築堤 KP4.7	〃	26	〃	〃	神楽岡樋門	参宮築堤 KP4.7	〃	
27	〃	右岸	宮前樋門	旭川築堤 KP5.0	〃	27	〃	右岸	宮前樋門	旭川築堤 KP5.0	〃	
28	〃	〃	南町樋門	旭川築堤 KP5.5	〃	28	〃	〃	南町樋門	旭川築堤 KP5.5	〃	
29	〃	左岸	東聖第1樋門	東聖築堤 KP8.6	〃	29	〃	左岸	東聖第1樋門	東聖築堤 KP8.6	〃	
30	〃	右岸	旭正取排水樋門	旭正築堤 KP11.5	〃	30	〃	右岸	旭正取排水樋門	旭正築堤 KP11.5	〃	
31	美瑛川	左岸	神居第2樋門	神居第2築堤 KP0.3	〃	31	美瑛川	左岸	神居第2樋門	神居第2築堤 KP0.3	〃	
32	〃	〃	雨紛零号排水樋門	雨紛築堤 KP1.7	〃	32	〃	〃	雨紛零号排水樋門	雨紛築堤 KP1.7	〃	
33	〃	右岸	南校川排水樋門	神楽築堤 KP2.3	〃	33	〃	右岸	南校川排水樋門	神楽築堤 KP2.3	〃	
34	〃	左岸	雨紛二号排水樋門	雨紛築堤 KP2.9	〃	34	〃	左岸	雨紛二号排水樋門	雨紛築堤 KP2.9	〃	
35	〃	〃	雨紛4号樋門	雨紛築堤 KP3.8	〃	35	〃	〃	雨紛4号樋門	雨紛築堤 KP3.8	〃	
36	〃	右岸	西神楽二号排水樋門	神楽築堤 KP4.1	〃	36	〃	右岸	西神楽二号排水樋門	神楽築堤 KP4.1	〃	
37	〃	〃	西神楽3号排水ひ門	神楽築堤 KP4.7	〃	37	〃	〃	西神楽3号排水ひ門	神楽築堤 KP4.7	〃	
38	〃	左岸	雨紛6号ひ門	雨紛築堤 KP5.2	〃	38	〃	左岸	雨紛6号ひ門	雨紛築堤 KP5.2	〃	
39	〃	右岸	西神楽5号樋門	神楽築堤 KP5.8	〃	39	〃	右岸	西神楽5号樋門	神楽築堤 KP5.8	〃	
40	〃	〃	西神楽6号樋門	神楽築堤 KP6.4	〃	40	〃	〃	西神楽6号樋門	神楽築堤 KP6.4	〃	
41	〃	〃	西神楽9号樋門	西神楽築堤 KP8.5	〃	41	〃	〃	西神楽9号樋門	西神楽築堤 KP8.5	〃	
42	〃	右岸	西神楽十一号樋門	西神楽築堤 KP9.2	〃	42	〃	右岸	西神楽十一号樋門	西神楽築堤 KP9.2	〃	

水防計画新旧対照表

新						旧						備考欄
番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	
43	〃	〃	西神楽十二号樋門	西神楽築堤 KP10.0	〃	43	〃	〃	西神楽十二号樋門	西神楽築堤 KP10.0	〃	
44	〃	〃	西神楽13号樋門	西神楽築堤 KP10.4	〃	44	〃	〃	西神楽13号樋門	西神楽築堤 KP10.4	〃	
45	〃	〃	西神楽13号樋管	西神楽築堤 KP10.9	〃	45	〃	〃	西神楽13号樋管	西神楽築堤 KP10.9	〃	
46	〃	〃	西神楽14号樋門	西神楽築堤 KP11.4	〃	46	〃	〃	西神楽14号樋門	西神楽築堤 KP11.4	〃	
47	〃	〃	西神楽15号樋門	西神楽築堤 KP11.8	〃	47	〃	〃	西神楽15号樋門	西神楽築堤 KP11.8	〃	
48	〃	〃	西神楽十六号排水樋門	西神楽築堤 KP12.5	〃	48	〃	〃	西神楽十六号排水樋門	西神楽築堤 KP12.5	〃	
49	〃	左岸	共有地第二排水樋門	共有地築堤 KP12.6	〃	49	〃	左岸	共有地第二排水樋門	共有地築堤 KP12.6	〃	
50	〃	〃	共有地第一排水樋管	共有地築堤 KP13.7	〃	50	〃	〃	共有地第一排水樋管	共有地築堤 KP13.7	〃	
51	〃	〃	共有地第一排水樋門	共有地築堤 KP14.2	〃	51	〃	〃	共有地第一排水樋門	共有地築堤 KP14.2	〃	
52	〃	〃	村椿排水樋門	共有地築堤 KP14.9	〃	52	〃	〃	村椿排水樋門	共有地築堤 KP14.9	〃	
53	辺別川	右岸	辺別川右岸第4樋門	辺別川右岸築堤 KP1.1	〃	53	辺別川	右岸	辺別川右岸第4樋門	辺別川右岸築堤 KP1.1	〃	
54	〃	〃	辺別川右岸第3樋門	辺別川右岸築堤 KP2.6	〃	54	〃	〃	辺別川右岸第3樋門	辺別川右岸築堤 KP2.6	〃	
55	〃	〃	辺別川右岸第1樋門	辺別川右岸築堤 KP3.1	〃	55	〃	〃	辺別川右岸第1樋門	辺別川右岸築堤 KP3.1	〃	
56	〃	〃	辺別川右岸第二排水樋管	辺別川右岸築堤 KP3.9	〃	56	〃	〃	辺別川右岸第二排水樋管	辺別川右岸築堤 KP3.9	〃	
57	〃	〃	辺別川右岸第一樋管	辺別川右岸築堤 KP4.9	〃	57	〃	〃	辺別川右岸第一樋管	辺別川右岸築堤 KP4.9	〃	
58	〃	〃	千代ヶ岡排水樋門	辺別川右岸築堤 KP5.5	〃	58	〃	〃	千代ヶ岡排水樋門	辺別川右岸築堤 KP5.5	〃	
59	〃	〃	千代ヶ岡第二排水樋門	辺別川右岸築堤 KP6.2	〃	59	〃	〃	千代ヶ岡第二排水樋門	辺別川右岸築堤 KP6.2	〃	
60	〃	〃	辺別川右岸新区画10線排水樋門	辺別川右岸築堤 KP8.6	〃	60	〃	〃	辺別川右岸新区画10線排水樋門	辺別川右岸築堤 KP8.6	〃	
61	牛朱別川	右岸	牛朱別川金星ひ門	永隆右岸築堤 KP0.5	〃	61	牛朱別川	右岸	牛朱別川金星ひ門	永隆右岸築堤 KP0.5	〃	
62	〃	〃	永隆橋排水樋門	永隆右岸築堤 KP0.8	〃	62	〃	〃	永隆橋排水樋門	永隆右岸築堤 KP1.0	〃	
63	〃	〃	石北排水樋門	永隆右岸築堤 KP1.9	〃	63	〃	〃	石北排水樋門	永隆右岸築堤 KP1.9	〃	

水防計画新旧対照表

新						旧						備考欄
番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	
64	"	"	境橋排水樋門	新屋築堤 KP2. 1	"	64	"	"	境橋排水樋門	新屋築堤 KP2. 1	"	
65	"	左岸	中西樋門	豊岡築堤 KP2. 0	"	65	"	左岸	中西樋門	豊岡築堤 KP2. 2	"	
66	"	右岸	新屋一号樋門	新屋築堤 KP3. 1	"	66	"	右岸	新屋一号樋門	新屋築堤 KP3. 1	"	
67	"	"	豊岡樋門	豊岡築堤 KP3. 2	"	67	"	左岸	豊岡樋門	豊岡築堤 KP3. 2	"	
68	"	"	愛宕樋門	豊岡築堤 KP3. 6	"	68	"	"	愛宕樋門	豊岡築堤 KP3. 6	"	
69	"	右岸	第2新屋樋門	新屋築堤 KP4. 2	"	69	"	右岸	第2新屋樋門	新屋築堤 KP4. 2	"	
70	"	左岸	北1丁目樋門	東旭川築堤 KP6. 0	"	70	"	左岸	北1丁目樋門	東旭川築堤 KP6. 0	"	
71	"	右岸	永山4丁目樋門	東永山築堤 KP6. 3	"	71	"	右岸	永山4丁目樋門	東永山築堤 KP6. 3	"	
72	"	"	永山第6号樋門	東永山築堤 KP7. 2	"	72	"	"	永山第6号樋門	東永山築堤 KP7. 2	"	
73	"	"	旭永橋排水樋門	東永山築堤 KP7. 6	"	73	"	"	旭永橋排水樋門	東永山築堤 KP7. 6	"	
74	"	左岸	第22号樋門	東旭川築堤 KP8. 4	"	74	"	左岸	第22号樋門	東旭川築堤 KP8. 4	"	
75	"	"	北5丁目樋門	東旭川築堤 KP9. 1	"	75	"	"	北5丁目樋門	東旭川築堤 KP9. 1	"	
76	"	右岸	永山9丁目樋門	東永山築堤 KP9. 0	"	76	"	右岸	永山9丁目樋門	東永山築堤 KP9. 0	"	
77	"	左岸	日の出樋門	東旭川築堤 KP9. 5	"	77	"	左岸	日の出樋門	東旭川築堤 KP9. 5	"	
78	"	右岸	萩野樋門	東永山築堤 KP9. 9	"	78	"	右岸	萩野樋門	東永山築堤 KP9. 9	"	
79	"	左岸	第21号樋管	東旭川築堤 KP10. 2	"	79	"	左岸	第21号樋管	東旭川築堤 KP10. 2	"	
80	"	右岸	桜岡右岸樋門	桜岡右岸築堤 KP12. 4	"	80	"	右岸	桜岡右岸樋門	桜岡右岸築堤 KP12. 4	"	
81	"	左岸	桜岡左岸樋門	桜岡左岸築堤 KP11. 2	"	81	"	左岸	桜岡左岸樋門	桜岡左岸築堤 KP11. 2	"	
82	"	右岸	梅津樋門	桜岡右岸築堤 KP11. 4	"	82	"	右岸	梅津樋門	桜岡右岸築堤 KP11. 4	"	
83	"	左岸	第17号樋管	桜岡左岸築堤 KP13. 1	旭川開発建設部長	83	"	左岸	第17号樋管	桜岡左岸築堤 KP13. 1	旭川開発建設部長	
84	"	右岸	近文内樋門	桜岡右岸築堤 KP13. 6	"	84	"	右岸	近文内樋門	桜岡右岸築堤 KP13. 6	"	

水防計画新旧対照表

新						旧						備考欄
番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	
85	石狩川	左岸	永山樋門	永山新川築堤 KP165.0	〃	85	永山新川	左岸	永山樋門	永山新川築堤 KP0.2	〃	
86	〃	右岸	辰永樋門	永山新川右岸築堤 KP1.3	〃	86	〃	右岸	辰永樋門	永山新川右岸築堤 KP1.1	〃	
87	〃	〃	参番線樋門	永山新川右岸築堤 KP4.4	〃	87	〃	〃	参番線樋門	永山新川右岸築堤 KP4.4	〃	
88	〃	〃	四番線樋門	永山新川右岸築堤 KP4.7	〃	88	〃	〃	四番線樋門	永山新川右岸築堤 KP4.7	〃	
89	〃	左岸	牛朱別川分流樋門	永山新川左岸築堤 KP5.4	〃	89	〃	左岸	牛朱別川分流樋門	永山新川左岸築堤 KP5.4	〃	
90	オホーツナイ川	右岸	オホーツナイー号排水樋門	近文オホーツナイ築堤 KP0.1	〃	90	オホーツナイ川	右岸	オホーツナイー号排水樋門	近文オホーツナイ築堤 KP0.1	〃	
91	〃	左岸	オホーツナイ二号排水樋門	近文オホーツナイ築堤 KP1.0	〃	91	〃	左岸	オホーツナイ二号排水樋門	近文オホーツナイ築堤 KP1.0	〃	
92	江丹別川	右岸	第1号排水樋門	江丹別町共和	旭川建設管理部長	92	江丹別川	右岸	第1号排水樋門	江丹別町共和	旭川建設管理部長	
93	〃	〃	第2号排水樋管	〃	〃	93	〃	〃	第2号排水樋管	〃	〃	
94	〃	〃	嵐山第2号排水樋管	江丹別町嵐山	〃	94	〃	〃	嵐山第2号排水樋管	江丹別町嵐山	〃	
95	〃	〃	嵐山第5号排水樋管	〃	〃	95	〃	〃	嵐山第5号排水樋管	〃	〃	
96	〃	〃	嵐山第6号排水樋門	〃	〃	96	〃	〃	嵐山第6号排水樋門	〃	〃	
97	〃	〃	宮崎排水樋管	〃	〃	97	〃	〃	宮崎排水樋管	〃	〃	
98	〃	左岸	芳野第1号排水樋管	江丹別町芳野	〃	98	〃	左岸	芳野第1号排水樋管	江丹別町芳野	〃	
99	〃	〃	芳野第2号排水樋門	〃	〃	99	〃	〃	芳野第2号排水樋門	〃	〃	
100	〃	〃	芳野第3号排水樋門	〃	〃	100	〃	〃	芳野第3号排水樋門	〃	〃	
101	〃	右岸	芳野第4号排水樋管	〃	〃	101	〃	右岸	芳野第4号排水樋管	〃	〃	
102	〃	左岸	芳野第5号排水樋管	〃	〃	102	〃	左岸	芳野第5号排水樋管	〃	〃	
103	〃	〃	芳野第6号排水樋門	江丹別町中央	旭川建設管理部長	103	〃	〃	芳野第6号排水樋門	江丹別町中央	旭川建設管理部長	
104	〃	右岸	芳野第7号排水樋管	〃	〃	104	〃	右岸	芳野第7号排水樋管	〃	〃	
105	〃	左岸	滝見節排水樋管	江丹別町嵐山	〃	105	〃	左岸	滝見節排水樋管	江丹別町嵐山	〃	

(略)

(略)

水防計画新旧対照表

新					旧					備考欄	
別表１２					別表１２					通信系統の修正	
水 防 通 信 連 絡					水 防 通 信 連 絡						
機 関 名		連絡責任者	通 信 系 統			機 関 名		連絡責任者	通 信 系 統		
			第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統				第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統
旭川開発建設部		防災課長	32-0613	防災用携帯電話 090-8909-0007	車・徒歩	旭川開発建設部		防災課長	32-4153	防災用携帯電話 090-8909-0007	車・徒歩
旭川地方气象台		観測予報管理官	32-7102	車・徒歩		旭川地方气象台		観測予報管理官	32-7102	〃	
上川総合振興局		地域創生部 危機対策室主幹	46-5910	総合行政情報ネット 888-6-550-2151	〃	上川総合振興局		地域創生部 危機対策室主幹	46-5910	総合行政情報ネット 888-6-550-2151	〃
旭川建設管理部		治水課長	46-5156	総合行政情報ネット 888-6-550-4330	〃	旭川建設管理部		治水課長	46-5156	総合行政情報ネット 888-6-550-4330	〃
旭川中央警察署		警備課長	25-0110	〃		旭川中央警察署		警備課長	25-0110	〃	
旭川東警察署		警備課長	34-0110	〃		旭川東警察署		警備課長	34-0110	〃	
北海道電力ネットワーク 株式会社道北統括支店		企画総務グループ リーダー	23-1011	〃		北海道電力ネットワーク 株式会社道北統括支店		企画総務グループ リーダー	23-1011	〃	
日本放送協会旭川放送局		ニュース副部長	24-8808	Ｗスター 090-2696-9009	車・徒歩	日本放送協会旭川放送局		ニュース副部長	24-8808	Ｗスター 090-2696-9009	車・徒歩
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道北支店		総括担当課長	20-5410	携帯電話 080-1888-3318	〃	東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道北支店		総括担当課長	20-5410	携帯電話 080-1888-3318	〃
北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社		施設グループリー ダー	25-6136 (指令室)	車・徒歩		北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社		施設グループリー ダー	25-6136 (指令室)	車・徒歩	
日本通運株式会社旭川支店		総務次長	23-5115	〃		日本通運株式会社旭川支店		総務次長	23-5115	〃	
旭川ガス株式会社		供給部導管管理グ ループ課長	23-4151	〃		旭川ガス株式会社		供給部導管管理グ ループ課長	23-4151	〃	
旭川市		防災安全部 防災課長	25-9840	総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430	車・徒歩	旭川市		防災安全部 防災課長	25-9840	総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430	車・徒歩
旭川市消防本部		警防課長	33-9962	総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-320	〃	旭川市消防本部		警防課長	33-9962	総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-320	〃

水防計画新旧対照表

新		旧		備考欄	
別表 1 3		別表 1 3		新しい防災気象情報開始に伴う記載内容の修正	
洪水予報区、水防警報区等		洪水予報区及び水防警報区			
1 洪水予報区		1 洪水予報区			
実施区間、基準地点		基準地点			
水系名		河川名		基準地点	
石狩川（上流）		石狩川上流		旭橋伊納	
忠別川		忠別川		晩橋	
美瑛川		美瑛川		西一区西神楽	
牛朱別川		牛朱別川		中央橋	
石狩川（下流）		石狩川下流		納内	
2 水位通知区間		基準水位観測所			
水位通知区間、基準水位観測所		基準水位観測所		実施機関	
水系名		河川名		基準水位観測所	
石狩川（上流）		石狩川上流		旭川開発建設部	
忠別川		忠別川		晩橋	
美瑛川		美瑛川		西一区西神楽	
牛朱別川		牛朱別川		中央橋	
石狩川（下流）		石狩川下流		納内	
3 基準水位観測所の水位に関する諸元		基準水位観測所の水位に関する諸元			
河川名		基準水位観測所名		観測所所在地	
石狩川上流		旭橋		常盤通3丁目旭橋	
石狩川下流		納内		深川市納内町8区の1	
忠別川		晩橋		上川郡東神楽町19号南3東橋	
美瑛川		西一区		上川郡美瑛町西一区地先	
牛朱別川		中央橋		東4条1丁目	

水防計画新旧対照表

新					旧					備考欄																																																																																																																											
3 水防警報区 水防警報区間、基準水位観測所										2 水防警報区 水防警報区間、基準水位観測所																																																																																																																											
<table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>水防警報区間</th><th>基準水位観測所</th><th>実施機関</th></tr><tr><td rowspan="16">石狩川 (上流)</td><td rowspan="2">石狩川</td><td>左岸：上川郡上川町字菊水333番の4地先から旭川市神居古潭166番地先道道神納橋まで</td><td rowspan="2">旭橋伊納</td><td rowspan="16">旭川開港建設部</td></tr><tr><td>右岸：上川郡上川町字日東20番の1地先から深川市納内町字納内3954番の3地先道道神納橋まで</td></tr><tr><td rowspan="2">忠別川</td><td>左岸：上川郡東神楽町字志比内182番1地先から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">暁橋</td></tr><tr><td>右岸：上川郡東川町1067番2地先から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">美瑛川</td><td>左岸：上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで</td><td rowspan="2">西一区 西神楽</td></tr><tr><td>右岸：上川郡美瑛町町字置杵牛原野7513番地先オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">オサラッペ川</td><td>左岸：上川郡鷹栖町字近文571番地の1地先から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">鷹栖橋</td></tr><tr><td>右岸：上川郡鷹栖町字近文570番地の1地先から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">辺別川</td><td>左岸：上川郡美瑛町字下字莫別784番地1地先から美瑛川への合流点まで</td><td rowspan="2">18号</td></tr><tr><td>右岸：旭川市西神楽511番地先から美瑛川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">牛朱別川</td><td>左岸：旭川市東旭川町桜岡100番2地先から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">中央橋</td></tr><tr><td>右岸：旭川市永山町14丁目218番6地先から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">永山新川・ 生朱別川</td><td>左岸：旭川市東旭川町桜岡455番1地先から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">北水龍島橋</td></tr><tr><td>右岸：上川郡当麻町7046番地5地先から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">生朱別川</td><td>左岸：清水川との合流点から当麻川への合流点まで</td><td rowspan="2">生朱別川</td></tr><tr><td>右岸：清水川との合流点から当麻川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">ペーバン川</td><td>左岸：旭川市東旭川町倉沼159番3地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで</td><td rowspan="2">ペーバン川</td></tr><tr><td>右岸：旭川市東旭川町豊田12番8地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">倉沼川</td><td>左岸：旭川市東旭川町日ノ出410番1地先（界橋）下流端からペーバン川への合流点まで</td><td rowspan="2">倉沼川</td></tr><tr><td>右岸：旭川市東旭川町倉沼160番2地先（界橋）下流端からペーバン川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">当麻川</td><td>左岸：上川郡当麻町1609番108地先の二丁目橋下流端から生朱別川への合流点まで</td><td rowspan="2">当麻川</td></tr><tr><td>右岸：上川郡当麻町1609番15地先の二丁目橋下流端から生朱別川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">ボン川</td><td>左岸：上川郡東神楽町74番22地先（6号橋）下流端から忠別川への合流点まで</td><td rowspan="2">ボン川</td></tr><tr><td>右岸：上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目74番2地先（6号橋）下流端から忠別川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">比布川</td><td>左岸：北五線川との合流点から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">比布川</td></tr><tr><td>右岸：北五線川との合流点から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">江丹別川</td><td>左岸：旭川市江丹別町芳野341番1地先（西里川合流点）から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">嵐山 萬代橋</td></tr><tr><td>右岸：旭川市江丹別町芳野395番地先（西里川合流点）から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td>石狩川 (下流)</td><td>石狩川</td><td>左岸：旭川市神居古潭166番地先道道神納橋から海まで</td><td>納内</td><td>札幌開港建設部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>右岸：深川市納内町字納内3945番の3地先道道神納橋から海まで</td><td></td><td></td></tr></table>										水系名	河川名	水防警報区間	基準水位観測所	実施機関	石狩川 (上流)	石狩川	左岸：上川郡上川町字菊水333番の4地先から旭川市神居古潭166番地先道道神納橋まで	旭橋伊納	旭川開港建設部	右岸：上川郡上川町字日東20番の1地先から深川市納内町字納内3954番の3地先道道神納橋まで	忠別川	左岸：上川郡東神楽町字志比内182番1地先から石狩川への合流点まで	暁橋	右岸：上川郡東川町1067番2地先から石狩川への合流点まで	美瑛川	左岸：上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで	西一区 西神楽	右岸：上川郡美瑛町町字置杵牛原野7513番地先オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで	オサラッペ川	左岸：上川郡鷹栖町字近文571番地の1地先から石狩川への合流点まで	鷹栖橋	右岸：上川郡鷹栖町字近文570番地の1地先から石狩川への合流点まで	辺別川	左岸：上川郡美瑛町字下字莫別784番地1地先から美瑛川への合流点まで	18号	右岸：旭川市西神楽511番地先から美瑛川への合流点まで	牛朱別川	左岸：旭川市東旭川町桜岡100番2地先から石狩川への合流点まで	中央橋	右岸：旭川市永山町14丁目218番6地先から石狩川への合流点まで	永山新川・ 生朱別川	左岸：旭川市東旭川町桜岡455番1地先から石狩川への合流点まで	北水龍島橋	右岸：上川郡当麻町7046番地5地先から石狩川への合流点まで	生朱別川	左岸：清水川との合流点から当麻川への合流点まで	生朱別川	右岸：清水川との合流点から当麻川への合流点まで	ペーバン川	左岸：旭川市東旭川町倉沼159番3地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで	ペーバン川	右岸：旭川市東旭川町豊田12番8地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで	倉沼川	左岸：旭川市東旭川町日ノ出410番1地先（界橋）下流端からペーバン川への合流点まで	倉沼川	右岸：旭川市東旭川町倉沼160番2地先（界橋）下流端からペーバン川への合流点まで	当麻川	左岸：上川郡当麻町1609番108地先の二丁目橋下流端から生朱別川への合流点まで	当麻川	右岸：上川郡当麻町1609番15地先の二丁目橋下流端から生朱別川への合流点まで	ボン川	左岸：上川郡東神楽町74番22地先（6号橋）下流端から忠別川への合流点まで	ボン川	右岸：上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目74番2地先（6号橋）下流端から忠別川への合流点まで	比布川	左岸：北五線川との合流点から石狩川への合流点まで	比布川	右岸：北五線川との合流点から石狩川への合流点まで	江丹別川	左岸：旭川市江丹別町芳野341番1地先（西里川合流点）から石狩川への合流点まで	嵐山 萬代橋	右岸：旭川市江丹別町芳野395番地先（西里川合流点）から石狩川への合流点まで	石狩川 (下流)	石狩川	左岸：旭川市神居古潭166番地先道道神納橋から海まで	納内	札幌開港建設部			右岸：深川市納内町字納内3945番の3地先道道神納橋から海まで			<table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>水防警報区間</th><th>基準水位観測所</th></tr><tr><td rowspan="16">石狩川 (上流)</td><td rowspan="2">石狩川</td><td>左岸：上川郡上川町字菊水333番の4地先から旭川市神居古潭166番地先道道神納橋まで</td><td rowspan="2">旭橋伊納</td></tr><tr><td>右岸：上川郡上川町字日東20番の1地先から深川市納内町字納内3954番の3地先道道神納橋まで</td></tr><tr><td rowspan="2">忠別川</td><td>左岸：上川郡東神楽町字志比内182番1地先から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">暁橋</td></tr><tr><td>右岸：上川郡東川町1067番2地先から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">美瑛川</td><td>左岸：上川郡美瑛町字下字莫別七百八十四番地一地先、オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで</td><td rowspan="2">西神楽</td></tr><tr><td>右岸：上川郡美瑛町町字置杵牛原野7513番地先、オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">辺別川</td><td>左岸：上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先、美瑛川への合流点まで</td><td rowspan="2">18号</td></tr><tr><td>右岸：旭川市西神楽五百十一番地先、美瑛川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">牛朱別川</td><td>左岸：旭川市東旭川町桜岡100番2地先から石狩川への合流点まで</td><td rowspan="2">中央橋</td></tr><tr><td>右岸：旭川市永山町14丁目218番6地先から石狩川への合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">倉沼川</td><td>左岸：旭川市東旭川町日ノ出410番1地先（界橋）下流端からペーバン川合流点まで</td><td rowspan="2">倉沼川</td></tr><tr><td>右岸：旭川市東旭川町倉沼160番2地先（界橋）下流端からペーバン川合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">江丹別川</td><td>左岸：旭川市江丹別町芳野341番1地先（西里川合流点）から石狩川合流点まで</td><td rowspan="2">嵐山 萬代橋</td></tr><tr><td>右岸：旭川市江丹別町芳野395番地先（西里川合流点）から石狩川合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">ボン川</td><td>左岸：上川郡東神楽町74番22地先（6号橋）下流端から忠別川合流点まで</td><td rowspan="2">ボン川</td></tr><tr><td>右岸：上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目74番2地先（6号橋）下流端から忠別川合流点まで</td></tr><tr><td rowspan="2">ペーバン川</td><td>左岸：旭川市東旭川町倉沼159番3地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで</td><td rowspan="2">ペーバン川</td></tr><tr><td>右岸：旭川市東旭川町豊田12番8地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで</td></tr></table>										水系名	河川名	水防警報区間	基準水位観測所	石狩川 (上流)	石狩川	左岸：上川郡上川町字菊水333番の4地先から旭川市神居古潭166番地先道道神納橋まで	旭橋伊納	右岸：上川郡上川町字日東20番の1地先から深川市納内町字納内3954番の3地先道道神納橋まで	忠別川	左岸：上川郡東神楽町字志比内182番1地先から石狩川への合流点まで	暁橋	右岸：上川郡東川町1067番2地先から石狩川への合流点まで	美瑛川	左岸：上川郡美瑛町字下字莫別七百八十四番地一地先、オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで	西神楽	右岸：上川郡美瑛町町字置杵牛原野7513番地先、オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで	辺別川	左岸：上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先、美瑛川への合流点まで	18号	右岸：旭川市西神楽五百十一番地先、美瑛川への合流点まで	牛朱別川	左岸：旭川市東旭川町桜岡100番2地先から石狩川への合流点まで	中央橋	右岸：旭川市永山町14丁目218番6地先から石狩川への合流点まで	倉沼川	左岸：旭川市東旭川町日ノ出410番1地先（界橋）下流端からペーバン川合流点まで	倉沼川	右岸：旭川市東旭川町倉沼160番2地先（界橋）下流端からペーバン川合流点まで	江丹別川	左岸：旭川市江丹別町芳野341番1地先（西里川合流点）から石狩川合流点まで	嵐山 萬代橋	右岸：旭川市江丹別町芳野395番地先（西里川合流点）から石狩川合流点まで	ボン川	左岸：上川郡東神楽町74番22地先（6号橋）下流端から忠別川合流点まで	ボン川	右岸：上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目74番2地先（6号橋）下流端から忠別川合流点まで	ペーバン川	左岸：旭川市東旭川町倉沼159番3地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで	ペーバン川	右岸：旭川市東旭川町豊田12番8地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで
水系名	河川名	水防警報区間	基準水位観測所	実施機関																																																																																																																																	
石狩川 (上流)	石狩川	左岸：上川郡上川町字菊水333番の4地先から旭川市神居古潭166番地先道道神納橋まで	旭橋伊納	旭川開港建設部																																																																																																																																	
		右岸：上川郡上川町字日東20番の1地先から深川市納内町字納内3954番の3地先道道神納橋まで																																																																																																																																			
	忠別川	左岸：上川郡東神楽町字志比内182番1地先から石狩川への合流点まで	暁橋																																																																																																																																		
		右岸：上川郡東川町1067番2地先から石狩川への合流点まで																																																																																																																																			
	美瑛川	左岸：上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで	西一区 西神楽																																																																																																																																		
		右岸：上川郡美瑛町町字置杵牛原野7513番地先オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで																																																																																																																																			
	オサラッペ川	左岸：上川郡鷹栖町字近文571番地の1地先から石狩川への合流点まで	鷹栖橋																																																																																																																																		
		右岸：上川郡鷹栖町字近文570番地の1地先から石狩川への合流点まで																																																																																																																																			
	辺別川	左岸：上川郡美瑛町字下字莫別784番地1地先から美瑛川への合流点まで	18号																																																																																																																																		
		右岸：旭川市西神楽511番地先から美瑛川への合流点まで																																																																																																																																			
	牛朱別川	左岸：旭川市東旭川町桜岡100番2地先から石狩川への合流点まで	中央橋																																																																																																																																		
		右岸：旭川市永山町14丁目218番6地先から石狩川への合流点まで																																																																																																																																			
	永山新川・ 生朱別川	左岸：旭川市東旭川町桜岡455番1地先から石狩川への合流点まで	北水龍島橋																																																																																																																																		
		右岸：上川郡当麻町7046番地5地先から石狩川への合流点まで																																																																																																																																			
	生朱別川	左岸：清水川との合流点から当麻川への合流点まで	生朱別川																																																																																																																																		
		右岸：清水川との合流点から当麻川への合流点まで																																																																																																																																			
ペーバン川	左岸：旭川市東旭川町倉沼159番3地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで	ペーバン川																																																																																																																																			
	右岸：旭川市東旭川町豊田12番8地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで																																																																																																																																				
倉沼川	左岸：旭川市東旭川町日ノ出410番1地先（界橋）下流端からペーバン川への合流点まで	倉沼川																																																																																																																																			
	右岸：旭川市東旭川町倉沼160番2地先（界橋）下流端からペーバン川への合流点まで																																																																																																																																				
当麻川	左岸：上川郡当麻町1609番108地先の二丁目橋下流端から生朱別川への合流点まで	当麻川																																																																																																																																			
	右岸：上川郡当麻町1609番15地先の二丁目橋下流端から生朱別川への合流点まで																																																																																																																																				
ボン川	左岸：上川郡東神楽町74番22地先（6号橋）下流端から忠別川への合流点まで	ボン川																																																																																																																																			
	右岸：上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目74番2地先（6号橋）下流端から忠別川への合流点まで																																																																																																																																				
比布川	左岸：北五線川との合流点から石狩川への合流点まで	比布川																																																																																																																																			
	右岸：北五線川との合流点から石狩川への合流点まで																																																																																																																																				
江丹別川	左岸：旭川市江丹別町芳野341番1地先（西里川合流点）から石狩川への合流点まで	嵐山 萬代橋																																																																																																																																			
	右岸：旭川市江丹別町芳野395番地先（西里川合流点）から石狩川への合流点まで																																																																																																																																				
石狩川 (下流)	石狩川	左岸：旭川市神居古潭166番地先道道神納橋から海まで	納内	札幌開港建設部																																																																																																																																	
		右岸：深川市納内町字納内3945番の3地先道道神納橋から海まで																																																																																																																																			
水系名	河川名	水防警報区間	基準水位観測所																																																																																																																																		
石狩川 (上流)	石狩川	左岸：上川郡上川町字菊水333番の4地先から旭川市神居古潭166番地先道道神納橋まで	旭橋伊納																																																																																																																																		
		右岸：上川郡上川町字日東20番の1地先から深川市納内町字納内3954番の3地先道道神納橋まで																																																																																																																																			
	忠別川	左岸：上川郡東神楽町字志比内182番1地先から石狩川への合流点まで	暁橋																																																																																																																																		
		右岸：上川郡東川町1067番2地先から石狩川への合流点まで																																																																																																																																			
	美瑛川	左岸：上川郡美瑛町字下字莫別七百八十四番地一地先、オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで	西神楽																																																																																																																																		
		右岸：上川郡美瑛町町字置杵牛原野7513番地先、オヤウンナイ20号から忠別川への合流点まで																																																																																																																																			
	辺別川	左岸：上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先、美瑛川への合流点まで	18号																																																																																																																																		
		右岸：旭川市西神楽五百十一番地先、美瑛川への合流点まで																																																																																																																																			
	牛朱別川	左岸：旭川市東旭川町桜岡100番2地先から石狩川への合流点まで	中央橋																																																																																																																																		
		右岸：旭川市永山町14丁目218番6地先から石狩川への合流点まで																																																																																																																																			
	倉沼川	左岸：旭川市東旭川町日ノ出410番1地先（界橋）下流端からペーバン川合流点まで	倉沼川																																																																																																																																		
		右岸：旭川市東旭川町倉沼160番2地先（界橋）下流端からペーバン川合流点まで																																																																																																																																			
	江丹別川	左岸：旭川市江丹別町芳野341番1地先（西里川合流点）から石狩川合流点まで	嵐山 萬代橋																																																																																																																																		
		右岸：旭川市江丹別町芳野395番地先（西里川合流点）から石狩川合流点まで																																																																																																																																			
	ボン川	左岸：上川郡東神楽町74番22地先（6号橋）下流端から忠別川合流点まで	ボン川																																																																																																																																		
		右岸：上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目74番2地先（6号橋）下流端から忠別川合流点まで																																																																																																																																			
ペーバン川	左岸：旭川市東旭川町倉沼159番3地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで	ペーバン川																																																																																																																																			
	右岸：旭川市東旭川町豊田12番8地先の親月橋下流端から幹川への合流点まで																																																																																																																																				
実施機関：旭川建設管理部										実施機関：旭川建設管理部																																																																																																																											
<table><tr><th>河川名</th><th>基準水位観測所名</th><th>観測所所在地</th><th>水防警報（待機）（m）</th><th>水防警報（準備）（m）</th><th>水防警報（出動）（m）</th><th>水防警報（指示）（m）</th><th>水防警報（解除）（m）</th></tr><tr><td>倉沼川</td><td>倉沼川</td><td>東旭川町字倉沼1260-1地先</td><td>167.27</td><td>167.60</td><td>167.70</td><td>168.36</td><td>167.60</td></tr><tr><td rowspan="2">江丹別川</td><td>嵐山</td><td>江丹別町嵐山113-2地先</td><td>98.57</td><td>99.07</td><td>99.87</td><td>100.20</td><td>99.07</td></tr><tr><td>萬代橋</td><td>江丹別町芳野383-2地先</td><td>132.54</td><td>133.04</td><td>133.21</td><td>133.64</td><td>133.04</td></tr><tr><td>ボン川</td><td>ボン川</td><td>上川郡東神楽町字東神楽39-1地先</td><td>136.62</td><td>136.83</td><td>136.92</td><td>137.93</td><td>136.83</td></tr><tr><td>ペーバン川</td><td>ペーバン川</td><td>東旭川町倉沼159地先</td><td>138.42</td><td>138.87</td><td>139.08</td><td>139.82</td><td>138.87</td></tr></table>										河川名	基準水位観測所名	観測所所在地	水防警報（待機）（m）	水防警報（準備）（m）	水防警報（出動）（m）	水防警報（指示）（m）	水防警報（解除）（m）	倉沼川	倉沼川	東旭川町字倉沼1260-1地先	167.27	167.60	167.70	168.36	167.60	江丹別川	嵐山	江丹別町嵐山113-2地先	98.57	99.07	99.87	100.20	99.07	萬代橋	江丹別町芳野383-2地先	132.54	133.04	133.21	133.64	133.04	ボン川	ボン川	上川郡東神楽町字東神楽39-1地先	136.62	136.83	136.92	137.93	136.83	ペーバン川	ペーバン川	東旭川町倉沼159地先	138.42	138.87	139.08	139.82	138.87	<table><tr><td colspan="8">※ 各警報の発令基準水位の決定方法は、次によることを標準とするが、現地の状況等を勘案し決定する。</td></tr><tr><td colspan="8">1 待機：水防団待機水位の数値と氾濫注意水位の数値を加え2で除した値の水位</td></tr><tr><td colspan="8">2 準備：氾濫注意水位</td></tr><tr><td colspan="8">3 出動：計画高水位（計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位の数値に2を乗した数値とはん濫注意水位の数値を加え3で除した値の水位。ただし、水位周知に指定されている河川においては、求めた水位と避難判断水位を比べて低い水位。</td></tr><tr><td colspan="8">4 指示：計画高水位とするが、計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位</td></tr></table>										※ 各警報の発令基準水位の決定方法は、次によることを標準とするが、現地の状況等を勘案し決定する。								1 待機：水防団待機水位の数値と氾濫注意水位の数値を加え2で除した値の水位								2 準備：氾濫注意水位								3 出動：計画高水位（計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位の数値に2を乗した数値とはん濫注意水位の数値を加え3で除した値の水位。ただし、水位周知に指定されている河川においては、求めた水位と避難判断水位を比べて低い水位。								4 指示：計画高水位とするが、計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位																																		
河川名	基準水位観測所名	観測所所在地	水防警報（待機）（m）	水防警報（準備）（m）	水防警報（出動）（m）	水防警報（指示）（m）	水防警報（解除）（m）																																																																																																																														
倉沼川	倉沼川	東旭川町字倉沼1260-1地先	167.27	167.60	167.70	168.36	167.60																																																																																																																														
江丹別川	嵐山	江丹別町嵐山113-2地先	98.57	99.07	99.87	100.20	99.07																																																																																																																														
	萬代橋	江丹別町芳野383-2地先	132.54	133.04	133.21	133.64	133.04																																																																																																																														
ボン川	ボン川	上川郡東神楽町字東神楽39-1地先	136.62	136.83	136.92	137.93	136.83																																																																																																																														
ペーバン川	ペーバン川	東旭川町倉沼159地先	138.42	138.87	139.08	139.82	138.87																																																																																																																														
※ 各警報の発令基準水位の決定方法は、次によることを標準とするが、現地の状況等を勘案し決定する。																																																																																																																																					
1 待機：水防団待機水位の数値と氾濫注意水位の数値を加え2で除した値の水位																																																																																																																																					
2 準備：氾濫注意水位																																																																																																																																					
3 出動：計画高水位（計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位の数値に2を乗した数値とはん濫注意水位の数値を加え3で除した値の水位。ただし、水位周知に指定されている河川においては、求めた水位と避難判断水位を比べて低い水位。																																																																																																																																					
4 指示：計画高水位とするが、計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位																																																																																																																																					

水防計画新旧対照表

新

旧

備考欄

4 基準水位観測所の水位に関する諸元

実施機関：国土交通省北海道開発局

河川名	基準水位 観測所名	観測所 所在地	水 防 団 待機水位 (m)	氾 濫 注意水位 (m)	避難判断 水 位 (m)	氾 濫 危険水位 (m)	計画高 水 位 (m)	氾 濫 発生水位 (m)	実施機関
石狩川 上 流	旭 橋	常盤通3丁 目旭橋	105.70	106.40	① 106.90 ② 109.00	① 107.70 ② 109.40	109.05	① 108.90 ② 110.70	旭川開発 建設部
	伊 納	江丹別町 春日伊納	90.80	92.20	93.90	94.90	96.39	96.40	
忠別川	曉 橋	東神楽町 19号南3東 橋下流	209.50	210.20	210.50	211.00	212.94	211.80	
美瑛川	西一区	美瑛町西 一区地先	232.10	232.90	233.50	233.70	235.94	234.10	
	西神楽	西神楽	136.90	137.80	139.20	139.90	141.12	140.60	
オサラッペ川	鷹栖橋	鷹栖町北 野	105.30	105.70	106.00	106.40	106.72	107.00	
辺別川	1 8 号	西神楽18 号地先	150.90	151.50	152.00	152.40	153.21	152.90	
牛朱別川	中央橋	東4条1丁 目	109.00	109.80	110.10	110.30	111.38	111.60	
永山新川 ・ 牛朱別川	北永	永山町13 丁目	135.00	135.30	136.10	137.10	137.18	139.40	
鹿島橋	東旭川町 桜岡鹿島 橋	136.40	137.20	137.50	138.40	138.83	140.30		
石狩川 下 流	納内	深川市納 内町	57.50	58.90	59.20	60.10	61.75	61.40	札幌開発 建設部

旭橋(永山橋下流)水位観測所 ①対象地区(左岸)旭川市忠和～永山町13丁目 (右岸)旭川市旭岡～東鷹栖
旭橋(永山橋上流)水位観測所 ②対象地区(左岸)旭川市永山町14丁目～当麻町 (右岸)比布町

実施機関：北海道上川総合振興局

河川名	基準水位 観測所名	観測所 所在地	水 防 団 待機水位 (m)	氾 濫 注意水位 (m)	避難判断 水 位 (m)	氾 濫 危険水位 (m)	計画高 水 位 (m)	氾 濫 発生水位 (m)	実施機関
牛朱別川	牛朱別川	当麻町 867-4地先	142.40	142.74	142.84	143.21	144.41	(設定なし)	旭川建設 管理部
ペーバン川	ペーバン川	東旭川町 倉沼159地 先	137.96	138.87	139.08	139.82	140.17	(設定なし)	
倉沼川	倉沼川	東旭川町 字倉沼 1260-1地	166.93	167.60	167.70	168.36	168.36	(設定なし)	
当麻川	当麻川	当麻町 1609番98	157.57	157.99	158.26	158.46	(設定なし)	(設定なし)	
ボン川	ボン川	東神楽町 字東神楽 39-1地先	136.41	136.83	136.92	137.93	137.93	(設定なし)	
比布川	比布川	比布町 863-1地先	159.59	160.28	160.34	161.60	161.60	(設定なし)	
江丹別川	嵐 山	江丹別町 嵐山113-2 地先	98.06	99.07	99.87	100.20	100.20	(設定なし)	
	萬代橋	江丹別町 芳野383-2 地先	132.03	133.04	133.21	133.64	134.14	(設定なし)	

※水防警報の発令基準水位の決定方法は、次によることを標準とするが、現地の状況等を勘案し決定する。
1 待機：水防団待機水位の数値と氾濫注意水位の数値を加え2で除した値の水位
2 準備：氾濫注意水位
3 出動：計画高水位（計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位）の数値に2を乗した数値とはん濫注意水位の数値を加え3で除した値の水位。ただし、水位周知に指定されている河川においては、求めた水位と避難判断水位を比べて低い水位
4 指示：計画高水位とするが、計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位
5 解除：氾濫注意水位以下に下降したとき

実施機関：旭川建設管理部

河川名	基準水位 観測所名	観測所所在地	水防警報 (待機) (m)	水防警報 (準備) (m)	水防警報 (出動) (m)	水防警報 (指示) (m)	水防警報 (解除) (m)
倉沼川	倉沼川	東旭川町字倉沼1260-1地先	167.27	167.60	167.70	168.36	167.60
江丹別川	嵐 山	江丹別町嵐山113-2地先	98.57	99.07	99.87	100.20	99.07
	萬代橋	江丹別町芳野383-2地先	132.54	133.04	133.21	133.64	133.04
ボン川	ボン川	上川郡東神楽町字東神楽39-1地先	136.62	136.83	136.92	137.93	136.83
ペーバン川	ペーバン川	東旭川町倉沼159地先	138.42	138.87	139.08	139.82	138.87

※ 各警報の発令基準水位の決定方法は、次によることを標準とするが、現地の状況等を勘案し決定する。
1 待機：水防団待機水位の数値と氾濫注意水位の数値を加え2で除した値の水位
2 準備：氾濫注意水位
3 出動：計画高水位（計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位）の数値に2を乗した数値とはん濫注意水位の数値を加え3で除した値の水位。ただし、水位周知に指定されている河川においては、求めた水位と避難判断水位を比べて低い水位。
4 指示：計画高水位とするが、計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位

3 水位情報（水位周知河川）

実施機関：旭川開発建設部・旭川建設管理部

水系名	河川名	基準地点	避難判断水位
石狩川	辺別川	1 8 号	152.00m
	永山新川・牛朱別川	北永	136.10m
		鹿島橋	137.50m
	江丹別川	萬代橋	133.21m
		嵐山	99.87m
	ペーバン川	ペーバン川	139.08m
	倉沼川	倉沼川	167.70m
	ボン川	ボン川	136.92m
	当麻川	当麻川	158.26m
	比布川	比布	160.34m

※ 旭川開発建設部又は旭川建設管理部は、洪水予報河川以外の河川で洪水により経済上相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、避難判断水位を定め、水位がこれに達したときは、水位又は流量等を示した情報を関係機関に周知する。

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----